

# 第53回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成24年12月6日（木曜日）

出席議員  (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 9 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 18 号）
- 日程第 5. 報告第 10 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 19 号）
- 日程第 6. 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度佐用町一般会計補正予算第 3 号 専決第 20 号）
- 日程第 7. 議案第 103 号 西はりま消防組合の設置について
- 日程第 8. 議案第 104 号 にしはりま環境事務組合理約の変更について
- 日程第 9. 議案第 105 号 町営土地改良事業の計画変更について
- 日程第 10. 議案第 106 号 平成 24 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて
- 日程第 11. 議案第 107 号 農作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 12. 議案第 108 号 佐用町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13. 議案第 109 号 佐用町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14. 議案第 110 号 佐用町附属機関設置条例の制定について
- 日程第 15. 議案第 111 号 佐用町災害復興計画検討委員会条例を廃止する条例について
- 日程第 16. 議案第 112 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17. 議案第 113 号 佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18. 議案第 114 号 佐用町立平福郷土館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19. 議案第 115 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 20. 議案第 116 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 21. 議案第 117 号 佐用町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 22. 議案第 118 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23. 議案第 119 号 佐用町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 24. 議案第 120 号 佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 日程第 25. 議案第 121 号 佐用町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第 26. 議案第 122 号 佐用町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について
- 日程第 27. 議案第 123 号 佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 28. 議案第 124 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29. 議案第 125 号 佐用町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第 30. 議案第 126 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について

- 日程第 31. 議案第 127 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 32. 議案第 128 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 33. 議案第 129 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 34. 議案第 130 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 35. 議案第 131 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 36. 議案第 132 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 37. 同意第 7 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 38. 請願第 3 号 「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願書
- 日程第 39. 委員会付託について

---

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 53 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては早朝よりお揃いでご参集いただきまして、誠にご苦労さんでございまして。

9 月の定例会終了後、議員各位におかれましては、それぞれ研修等をしていただきました。産業建設常任委員会におかれましては、福井県のほうへ有害駆除の関係の研修。そしてまた、厚生におかれましては、広島県のほうへクリーンエネルギー等の関係の研修をしていただいております。そして、また、総務委員会におかれましても、それぞれの町内の施設等の関係でご熱心にしていただきました。

特にまた、議会改革調査特別委員会におきましては、アンケート調査等を頑張っていたいただきました。本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げるところであります。

さて、今期定例会には、報告案件が 2 件、専決処分の承認が 1 件、人事に関する案件が 1 件、請願が 1 件、条例に関する案件が 18 件、平成 24 年度各会計補正予算案が 7 件、その他、西はりま消防組合の設置についてなど、35 件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なご審議を賜り、これらの諸案件につきましては、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

それでは、町長、あいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様です。

先ほどは、もう雪も舞ってございましたけれども、12 月に入って、いっぺんに寒くなってまいりました。国政選挙もですね、4 日に告示をされまして、本当に大変慌ただしい、この師走となっておりますけれども、この 12 月定例議会、本議会には、先ほど、議長のほうからごあいさついただきましたように、条例の改正や、また、補正予算等たくさんの議案を提案させていただく予定となっております。

まあ、どうぞ、十分にご審議いただきまして、適切妥当な結論に導いていただきますよ

うに、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

寒くなりました、本当に風邪をひかれる方も非常に多いものですから、体調に気を付けていただきまして、ご精励をいただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 53 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、消防長、天文台公園参事であります。

これより、本日の会議を開きます。ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第 1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定により議長より指名をいたします。

3 番、岡本義次君。4 番、敏森正勝君。以上、両君をお願いいたします。

---

#### 日程第 2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 2 に入ります。日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 12 月 6 日から 12 月 25 日までの 20 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から 12 月 25 日までの 20 日間と決定いたしました。

---

#### 日程第 3．行政報告について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 3 に入ります。

これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 失礼します。それでは、2 件の行政報告をさせていただきたいと思っております。

1 件目は、太陽光発電事業についてでございます。

これまで、度々、太陽光発電事業に向けてのですね、中間的な報告をさせていただきま

したけれども、先般、11月30日に、I D E C株式会社、船木会長との間で、この太陽光事業を共同事業として行うためのですね、基本協定書を交わしたところでございます。

事業の内容につきましては、これまで報告させていただいたとおりですね、申山の残土処分地を活用して、発電能力約5メガの太陽光発電所を設置すると。

事業の方法につきましては、I D E C株式会社と共同出資をして、有限責任事業組合を設立をして事業を行って参りたいというふうに考えております。

事業費につきましては、今後、改めてですね、これから算出をしてみますけれども、新聞報道の、記者会見の中では、約15億程度を見込んでいるというふうに考えております。

今後のスケジュールでございますけれども、この12月議会に、それに係わるですね、補正予算を、補正予算として提案をさせていただき予定となっております。これは、現在の申山の残土処分地、町の土地開発公社においてですね、所有しているという形になっております。それを、町が買い戻すということでの土地の取得。

それと、I D E C社との間で共同事業を行うためにですね、共同出資を行うということで、1億5,000万ずつの共同出資をして組合を設立ということで、出資1億5,000万円の出資金を提案をさせていただき予定となっております。

既に、関西電力のほうには申請を11月30日に行っておりまして、これが許可になれば、3月までにですね、正式な契約を行うという形になります。

で、事業につきましては、その以降、4月以降にですね、この建設事業を行い、できるだけ早い発電を開始をしたいというふうに考えております。

以上、簡単ですが、この太陽光発電についての報告とさせていただきます。

また、順次ですね、細かいことが決定していけば、その都度、報告をさせていただきたいと思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それから、もう1点につきましては、三日月南広地区ですね、ぶどう集会所施設の取得ということで、にしはりまクリーンセンター、今、建設を行っておりますけれども、この平成25年4月の本格稼働を目指してですね、先般、火入れ式を執り行ったところです。

今、試験運転に入っております、それが、試験が完了すればですね、3月の末に、正式に、この施設を引き渡しを受けて、来年4月から本格実施稼働をして参ります。

その建設を行っていくためにですね、周辺地域におきまして、いろいろな要望に応じて、様々な環境整備事業を、これまで推進をしてきたところであります。その一環といたしまして、三原、三ツ尾・大下り、東大畑、西大畑の4自治会からの要望であります多目的スペースを有する施設の整備について、取り組みたいというふうに考えております。

本件施設整備につきましては、現在、兵庫西農協が所有する南広ぶどう集荷施設を譲り受けて、介護予防拠点施設等として改造、整備することが前提となっております、この度、兵庫西農協に対しまして、同施設の無償譲渡のお願いをしているところでございます。

南広ぶどう集荷施設の施設概要でございますが、昭和51年建築され、所在地は佐用町大畑95番地ほかで、鉄骨造り・平屋建て・スレート葺き、延べ約270平方メートルの建物であります。

この施設を無償譲渡を受けた後、新年度事業といたしまして、その施設を改造して、介護予防拠点施設等に使える整備を行って参りたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 以上で、行政報告は終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付

しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

日程第 4. 報告第 9 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 18 号）

日程第 5. 報告第 10 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 19 号）

議長（西岡 正君） 日程第 4 に入ります。

日程第 4 及び日程第 5 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程第 4、報告第 9 号、及び、日程第 5、報告第 10 号の専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについての 2 件を、一括議題といたします。

それでは、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 9 号及び報告第 10 号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

まず、報告第 9 号でございますが、平成 24 年 8 月 9 日午前 9 時 10 分頃、平福地内平福中町公民館前の町道平福線において、駐車場から町道へ出ようとした相手方車両に朝霧園職員が運転する公用車が衝突し、車両に損害を与えました。損害賠償額等、協議の結果、町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町の過失割合を 15 パーセントとし、相手方車両修理費の 15 パーセントにあたる 1 万 316 円を支払い和解する内容で、10 月 9 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについての専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げます。

続きまして、報告第 10 号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成 24 年 8 月 29 日午前 8 時 10 分頃、笹ヶ丘荘の利用客送迎用マイクロバスが相生市内の国道 2 号線において、路上の石を跳ね、飛石が後続車両のフロントガラスに当たり、ガラスに損傷を与えました。損害賠償額等、協議の結果、町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、車両修理費 12 万 410 円を支払い和解する内容で、10 月 12 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げ、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） 町長の報告が終わりました。  
これより日程第4、報告第9号、専決処分<sup>1</sup>の報告について、損害賠償額を定め和解することについて、専決第18号に対する質疑に入りますが、質疑はございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） それでは、お聞きしたいと思います。  
これは盛崎さんとの事故の件なんですけれども、これは町側の過失割合が15パーセントということで、相手方が85パーセントの過失割合ということだと思っ<sup>2</sup>ては、この町の公用車ですね、この修理費等については、どのぐらい掛かっておるわけなんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） はい、お答えします。  
町の公用車の修理については、9万6,296円です。修理費です。

議長（西岡 正君） はい、井上議員よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） これ、相手が持つということですか。  
この公用車の9万6,000何ぼというのは、これは、こちらが負担ということなんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 85パーセントは、向こうが持つということなんで、9万6,296円の85パーセントを相手方が持つということで、8万1,852円。これが相手方の負担になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） まあ、これ、町側の過失割合が15パーセントということで、相手が概ね悪いわけなんですけれども、これ私、損害賠償の件について質問したことが、今までないんですけれども、これは保険で、保険適用ということで、いつも処理されておるんですけれども、職員に対してはですね、この求償権は求めないということで、今まで来られたと思うんですけれども、これ、防止対策等も、同僚議員が、いろいろと質問もされておったんですけれども、その後、どのように、この防止対策というのは、いい悪いじゃなしに、町として、どのような防止対策を行われておるかということが1点とですね。

これ、これをやったということで、今回は、こちらが15パーセントなんですけれども、こういう事故が起きて、町側が悪いということがなった場合にですね、これ、職員に対しての懲戒処分というのは、これは、どんなんですかね。

やはり、こういう時代ですから、やっぱり町の職員もですね、やっぱり規律を正してやっていくというのが本音やないかと思うんですけれども、そこらどうですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵途典章君） 当然、そういう事故は、いろいろと起きてしまうんですけれども、その事故の、その原因、内容についてですね、対処は当然、その内容に合った対処をしていきたいと。おりますし、これからもして参ります。

職員に対して、例えば、非常に責任が重いものであれば、求償権を求めないということじゃなくて、求償権も求める場合もあると思いますし、それから、その都度ですね、職員に対して、その事故の原因と、その今後、そういう再発をしないように心掛けるということでの報告書、始末書を提出をさせております。

で、事故の原因によってはですね、懲戒処分も、交通違反等の場合も含めて行っておりますので、少なくとも、厳正な対処をしていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってくださいね。3回でしたので。ちょっとだけ待ってください。後で。

ほかにありますか。はい、ないようですから、引き続きお願いします。

7番（井上洋文君） これは、防止対策のマニュアルというようなものは、やっぱり、町として、やっぱりあるわけですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） いや、防止対策のマニュアルというものではないと思うんです。

常に、そういう注意を喚起するためですね、各指導を、私のほうからも、口頭でも伝え、

〔副町長「安全委員会」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 安全委員会があって、安全委員会から、その通達を出して行っておりますから、職員は、常に、そういう事故を起こさない。注意をして、業務に当たるといふ義務があります。そのことについては、そういう指示を行っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 報告は10号ですか、これ。

石を国道で撥ねたということで、町のほうが10割で相手方車両の修理費を賠償するものであるというようなことを書いてあるわけなんですけれども、

議長（西岡 正君） ちょっと、すいません。今、9号の。

〔新田君「ああ、9号のほうか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。それで1件ずつやっていますので。

〔新田君「ああ、そうか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 次、

〔新田君「はい、分かりました。分かりました」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 次に入りますと10号に入りますんで。

9号については、ございませんか。

はい。それでは続いて、日程第5、報告第10号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、専決第19号に対する質疑に入ります。

はい、新田議員。

2番（新田俊一君） さっきは、すいませんでした。

これ、国道2号線の相生で石ころを、笹ヶ丘の車が撥ねて、10割の弁償をするというようなことになっておるようなんですけれども、この、どうなんですかね、道に石が落ちておるといふことは、そこは国道だから国の管理になるんだろうと思うんですけども、おそらく、その笹ヶ丘の車も故意でやったわけでもないし、偶然そこにあった石を撥ねたというようなことで、10割じゃなしに、例えば、9割負担とか、そういうような状況になるというようなことは、これできないわけなんですか。

普通であれば、一旦停止のところがあって、それをボンと前へ出て来ても、必ず、前方不

注意とかで、最低でも1割は弁償するというような状況があるわけなんですけれども、こういうようなのも、そういうことは勘案できなかったんですか。ちょっと、お伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、小さな石をタイヤで挟んでいて、それが飛んで、たまたま偶然にですけども、後続の車のフロントガラスに当たってしまったと。なかなか、そういうことは、私らも、運転していても、時々あるんですけどもね、その時に、その相手方の車を、はっきりと指定してできない場合、もう分からない場合も非常にあるんですけども、この度は、笹ヶ丘の車ですから、もうはっきりと、その大きな、後ろにも、笹ヶ丘荘の看板も背負っておりますし、その時に確認をして、石が飛んだということでの責任は、これは相手方には、まあ言うたら、偶然に来ている分で、何ら、落ち度がないということになります。

それから、こちら、町としても、国道にですね、石が落ちていて、それを撥ねたというんなんですけど、そのタイヤに前から挟まっておったやつが飛んだか分かりませんし、この原因を特定するのが、なかなかできない。

ただ、笹ヶ丘荘の車が走っていた、後ろの車が、その、もう、なったということでね、これ、言わば、保険会社との交渉の中で、保険会社が、これを認めて、保険対応とするということで、100パーセント、この笹ヶ丘のマイクロバスが、相手方の修理を行うということでの話ができましたので、それを行うために、この、今、今回、国家賠償法の、この提案をさせていただくということでありまして、はい。

議長（西岡 正君） よろしいですか。ほかにございますか。

はい、ほかにないようですので、これで質疑を終結します。

---

日程第6．承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度佐用町一般会計補正予算第3号 専決第20号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第6、承認第15号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度佐用町一般会計補正予算第3号、専決第20号を議題といたします。

承認第15号について当局より説明を求めます。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました承認第15号、専決処分の承認を求めることについて、提案説明を申し上げます。

本件は、平成24年度佐用町一般会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億2,484万9,000円といたしております。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりましてご説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、県支出金 1,750 万円の追加。この度の補正予算の財源でございます。

次に、歳出につきまして、総務費を 1,750 万円追加いたしております。第 46 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙経費でございます。

中身につきましては、選挙費におきまして、投票立会人などの報酬 218 万 2,000 円、投票事務従事者手当などの職員手当 800 万円、需用費 357 万 3,000 円などの経費を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、専決処分に係る一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきますので、ご承認を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件につきましては、本日即決いたします。

これから承認第 15 号に対する質疑を行ないます。質疑はございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 当然、専決補正は当然のことなんですが、2 点ほど伺います。

3 ページ。委託料のシルバー人材センター業務委託料 117 万 8,000 円。公営掲示板の設置だと思いますけども、250 箇所ですから、1 箇所当たり 4,712 円。これの根拠ですね。どういう根拠で 4,712 円なのか。1 箇所。

それから、公営掲示板の作成費ですけども、これは、おそらく消耗品費に 199 万 6,000 円かなと思いますけども、公営掲示板の作成費はいくらなのか。この 2 点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） まず、委託料についての 150 万 9,000 円については、一箇所、一箇所ということではなく、見積りを取りまして、250 箇所分ということで、積算をしたものを挙げさせていただいております。

それから、消耗品についてのポスター掲示板でございますけれども、この 199 万 6,000 円ですか、これについては、ポスター掲示板的看板代と、それから、コピー用紙とか、それから、プリンターのトナーとか、その他事務用品を挙げさせていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 当然、シルバー人材センターとの見積りということで、これも見積り入札ということになるのかということと。

それと、看板作製については、これは、業者指定されておるのかどうか。それも、何か、

それ、見積り取ったりされよんかどうか。そのあたりのこと。普段、あまり聞いてないんで。こういうことは。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） シルバー人材センターについては、見積りでさせていただいております。

それから、ポスター看板については、特殊な作業でございますので、特定の作業、この看板ができる会社に随意契約をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） その 1 社だけ。1 社だけ。随意契約は。見積り取ってないん。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

総務課長（鎌井千秋君） 2 社でしたんですけども、1 社ちょっと辞退がありまして、1 社でやっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 3 ページの職員手当で 800 万挙がってございますけれど、時間外手当 30 万、それから、その下ですね、投開票事務の従事者手当 770 万、これにつきましては、その日、開票の時は日曜日でございますんで、その 770 万についても、職員のほうで、その職員に渡るといふ金額の 770 万ですか。それとも、どう言うんですか、今まで、期日前対応をされておりますが、自治会長とか、ずっと出られております。その方にも入る分が、この 770 万に入っておるんかどうか。それが、まず 1 点と。

それから、どう言うんでしょうか。全国、北海道からね、沖縄まで、選挙 1 回打てば、凄いなんで、ごっつい金額が掛かるわけでございますけれど、職員の方については、日曜日なんかね、これは佐用だけじゃないんで、その、国や県から金がこう、下りてくるということは、分かるんですけど、どう言うんですか、振替休日とかいうような格好の中でね、対応したり、それから、また、時間を図書館のようにね、ある程度、遅く出勤させて対応させるようなこと、全国的にすればね、こういう金も、まあ、言うたら、税金から払われ

ておるわけでございますんでね、少なくて済むんじゃないか思うんですけど、そこらへんについては、町長が、県のほうへ行かれた時でも、そういうことを話してもらってね、少しでも、こういう金が出んような格好の中で、今後ですね、もっていってもらえるようなことはできないかどうか、そこらへんについても、一つまた、力入れてもらったと思います。

議長（西岡 正君） はい、若干、国政的なことが入りますが、答弁できるようであれば。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 1点目の職員手当でございますけれども、これについては、時間外勤務手当というのは、選挙事務の担当課で行っております担当者のものがございます。これも、土日もずっと、それから、現在も深夜までやっております。その者の金額を挙げております。

それから、投開票事務の従事者手当 770 万については、これについては、投開票事務の従事者の時間外。当日のものと、それからまあ、期日前投票事務、この関係でございます。

金額的には、投開票事務に、現在、600 万。それから、期日前を 170 万予定しております。

それから、職員の対応については、管理職については、当日についても、もう、21 年の災害後の選挙から、振替休日ということで対応させていただいております。

一般職員については、やはりこれは、振替するということができないので、時間外手当を支給しております。以上でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

3 番（岡本義次君） はい。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 井上議員。

7 番（井上洋文君） 1点ちょっと、お聞きしたいんですけども、この投票所の状態、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ、車椅子等の方がいらっしゃるわけですけども、前、私も投票した時に、靴を脱いで、そして、上がっていかなあかんというような投票所があったわけなんですけれども、今、投票所は、バリアフリーにしているという状況なんです。全投票所は。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） その全箇所バリアフリーにしているかどうか、ちょっと申し訳ないんですけど、承知しておりません。

ただ、選挙事務等で、そういった不自由な方が来られた場合には、職員なりが、補助をして選挙事務を手助けしているというのが現状でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 極端に悪い方、障害の方というのは、そういうふうには補助していただいたらいいと思うんですけども、普通、お年寄りの方がですね、座って、靴を脱いで、また、上がっていくというようなところがあったんですけども、そういう所はないんですかね。

しやすような方法で、やられたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も、投票所は、ずっと回りますけれどもね、やはり、全部の投票所が、そういう投票がしやすいようにできているわけじゃなくて、やはり集会所を使ったりですね、地域の、そういう、その会場が、昼の間に、集会所ですから、そこを使わざるを得ないというような所があります。

ですから、靴を脱いで、上がらなきゃいけないという投票所もございます。

まあ、そのへんについては、担当、従事している者について、十分に注意をして、体の不自由な方等についても、できるだけ、危なくないように、ちゃんと、目配りしながらですね、また、手助けしながら、行っているという現状で、なかなか、投票所は、その施設を借りますのでね、町の施設で全てができるわけではないので、その点、全てをきちっと、そういう、まだ、整備ができないというのは、ご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 私も、経験があるんですが、そういった方のために、代理投票いうのができると思うんですね。1回、そういうことがあって、中の方にお問い合わせをすると、職員とか、その関係者が出て来て、ちゃんと机持ってきて、どの人にしますかということで、ちゃんとやってくれたんで、そういうことができますよというPRというか、啓蒙をね、されていると、中に靴脱いで、階段上がらなくてもいいと思うんですが、そのへん、代理投票ということについては、どのようにお知らせをされていますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 啓蒙まではしておりませんが、その、来られた時に、そういった、不親切と言われるかも知れませんが、申し出があった場合には、そういった制度を、説明はさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。  
はい、ほかにございますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） すいません。ちょっと、前段のほうの質問の関連でお伺いするんですけども、その選挙の投開票事務従事者手当、これ、管理職の方を振替休日にされているというふうに、今、お聞きしたんですけれども、これって、何か、根拠あってできます。というのが、多分、この選挙従事の関係は、通常の時間外勤務手当じゃないと思うんですよね。

で、それを、ましてや管理職の方を振替休日にするというのは、どういう根拠に基づいてされているのか。

元来、管理職の方っていうのは、時間外勤務手当の概念がないですから、振替休日の対象にはならないと思うんですけども。

で、私、言いたいのは、一般職の方も、管理職の方も、この選挙事務に関しては、通常業務と違う時間外。勤務の特殊性から、同等のはずだと思っているんですけども、あえて、管理職の方を、その振替にされるという不便は、これはまあ、皆さんが納得されてやられておるんだったら、あえて口はばったいんですけれども、それなりの根拠があってされているのかどうか、その確認だけお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 21 年以前から、会検等で、その管理職が、そういった事務をする中で、手当を支払うというのは、絶対に要請まで、返すまではいってないんですけども、適切でないというような話もありました。

それで、21 年からそういった中で、職員のほうで協力と言ったらおかしいんですけども、管理職の中では、そういった対応をお願いしているところがございます。それが、法的にどうかいうたら、未だ、そこまで、今後、研究等もしていかなあかん問題ではあるんですけども、まあ、ご協力をいただいておりますというような状況でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 会計検査で、どういうふうな指摘があったのかというのは、承知してないんで、言えないんですけども、要は、その管理職の方に、不当には言いませんけれども、やらんでもええことをやらしておると。

例えば、都市部なんかでしたら、一般の方を雇い入れして、この選挙従事に当たらせるわけですね。当然、それには、相当の手当が出ると。これは職員の方で、足りない部分を一般の方の雇い入れをやって行うということで、まあ、長くは言いませんけれども、要は、余分に管理職の方に負担が掛かっているんじゃないかということ。そういう観点から言えば、何でもかんでも、管理職の人にしておいたら、ただで済むんと違うかと。選挙事務というのは、本来、そういうものじゃないと思うんで、僕は、ちゃんと正當に雇い入れなり、労働力を確保して、それに適切な手当を出すというのが、当たり前だと思っているんで、あまり、それを助長していくと、何でもかんでも、管理職の方の協力、協力ということで、特に、今回の場合でしたら、三日月のマラソンなんかも、同一日にありますんでね、相当の方に負担が掛かっていると思うんですよ。それを、管理職の方、振替、振替と言いながら、じゃあ、振替が、皆、取れるんかと言ったら、そういう職場もないように、一部では聞いてますんで、やっぱり、あまり負担増にならないように配慮をお願いしたいなと思います。

議長（西岡 正君） 答弁ありませんか。

1 番（石堂 基君） ありません。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ほかにないようですので、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入りますが、討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、本案に対する討論を終結いたします。  
これより承認第 15 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 15 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度佐用町一般会計補正予算第 3 号、専決第 20 号は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第 7. 議案第 103 号 西はりま消防組合の設置について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 7、議案第 103 号、西はりま消防組合の設置についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 103 号、西はりま消防組合の設置につきまして、提案のご説明を申し上げます。

　　まず、提案の理由についてでございますが、相生市・たつの市・宍粟市・太子町及び佐用町の消防事務等の共同処理を行うため、地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、西はりま消防組合を設置しようとするものでございます。

　　設置にあたりましては、地方自治法第 290 条の規定により、関係市町の議会の議決を経なければなりませんので、関係市町の同一歩調により提案するものでございます。

　　去る 11 月 16 日の全議員協議会で、西はりま消防広域化協議会を本年 4 月以降、7 回開催し、40 の調整項目全てについて確認をされたことを報告をさせていただいたところでございますが、そのうち 14 の組合規約関連項目の調整内容を反映したものが本日提案の西はりま消防組合規約でございます。

　　それでは、添付いたしております西はりま消防組合規約につきまして、主な点をご説明を申し上げます。

　　第 1 条に組合の名称を、第 2 条に組合を組織する地方公共団体を規定しております。

　　第 3 条では、組合が共同処理する事務として、第 1 号に消防に関する事務を規定し、ただし、消防団及び消防水利に関する事務を除くこととしております。第 2 号では、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスの保安に係る知事の権限に属する事務のうち、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により構成市町が処理することとされた事務を規定いたしております。

　　第 4 条では、組合の事務所の位置を規定しております。

　　第 5 条では、組合議員の定数を 10 人と規定し、構成市町の議員の定数を 2 人といたしております。

　　第 6 条で議員の選挙の方法を、第 7 条で議員の任期を、第 8 条では議長及び副議長について規定をいたしております。

　　第 9 条では、執行機関として管理者、副管理者及び会計管理者を規定し、第 10 条及び第 11 条で、執行機関の選任の方法及びその任期について規定をいたしております。

　　第 12 条では、消防職員について、第 13 条で監査委員について規定をいたしております。

　　第 14 条では、経費の支弁方法として、第 1 項に、組合の経費は次に掲げる収入をもって充てるとし、第 2 項で負担金の額について規定をいたしております。

　　以下、補則及び附則を規定し、施行期日は兵庫県知事の許可のあった日からとし、この規約に基づく事務の共同処理を開始する日は、平成 25 年 4 月 1 日といたしております。

　　以上で、説明が終わりました。簡単ですけれども、説明をさせていただきました。ご承認賜りますように、お願いを申し上げ、終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 　　はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

　　本案件につきましては、本日即決といたします。

　　これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 　　この当組合の佐用町の加入によって、その消防力の低下にならんか

どうかいうことをお聞きしたいんですけども、この広域化の協議会設置の、3月議会でありましたけれども、その時に、町長は、防災力、消防力の強化につながる広域化だと、こういうふうに回答されています。

それから、消防の、職員についても、管理部門を活動部門に回して、それとも、活動部門のほうが強化されるということになるんですけども、この協議の中で、終わった、40項目に渡る協議の中で、その点はどうでしょうか。消防力の低下にはならないのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この度の新しい、その統合によって組合になっても、消防署員の定数は変わりません。

ですから、少なくとも、そういう意味での現勢力というものについては、低下することはないということであります。

で、これまでも広域化のメリットと言いますか、それによって生まれてくるメリットは、やはり、消防区域、管轄区域がですね、広範囲になり、できるだけ、まず、区域は、今までどおりの、佐用町の消防本部といたしましては、今の佐用町区域をエリアといたしますけれども、それぞれの近くから、救急・消防の出動を指令することができますし、大規模な災害においては、また、この全、新しい組合、総力を挙げて対処することができますし、機材、資材においても、それぞれ、必要な時に、今以上ですね、機材が整備されている消防本部もあります。少なくとも、現在のままでもですね、そういう機材が、資材がですね、出動命令によっては、これが利用できるということになりますし、これまで、説明申し上げたとおり、広域化によっての消防力は低下をすることはない。より、いろいろと強化ができるようになりますし、また、そうしていかなければならないということでもあります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） まあ、当面、3年間ということが条件付きだと思います。

3年間経ったら、人員の適正化計画も立てなければならない。

それから、消防庁の消防力の指針が出てますけれども、それで、この組合でしたら20万9,000人の人口ということですから、その指針で、概算、いろいろ指針の中では、面積とか、いろいろありますけれども、21万人としたら、ポンプ車については、だいたい14台ぐらいが、その指針の型が考えられると思うんですけども、その指針となればね、全体で14台ということになれば、それに係わってくる消防職員についても、これについて、消防ポンプ車は何台。救急車には、職員、何台。兼ねるということもありますけれども、そういう規定もありますけれども、その消防庁の基準から見て、指針から見て、これは低下にならないのでしょうか。これを、きっちり消防庁の出している指針を守るとすればね、これは、必然的に人口が増えたことによって、それが維持できるんじゃなくて、3年間い

うことで、3年経ったら、適正化計画も立てなければならない。職員のですね。いうことになってますから。

消防庁の指針と、それから適正化計画の関連では、それが今後、3年間経って、4年後以降も、それが維持されるというふうになるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔消防長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） はい、失礼します。

以前にも、そういった質問にお答えしたことがあるんですけども、消防力の整備指針に基づく充足率ですね、これについては、はっきり言って100パーセント満足している自治体はありません。

ただ、今回の広域化によって、それが上がるかという、充足率が上がるということになりますと、人を増やしたり、車を増やしたりせなんだら、上がってこないわけなんですけれども、それを広域化する。その組織的にカバーしていくという意味での消防力を充実させようと、こういう考え方です。

ですから、佐用消防だけで60パーぐらいですから、これを更に上げるということは、非常に財政的な問題で、なかなか難しいと。このままでは、消防力の更なる充実というのは、単独では、なかなか難しいから、広域化することによって、今の消防力を活用していくと。相互運用、乗り入れとか、そういった、十分、今ある人員と装備を有効活用するというので、それぞれの消防力を上げていこうと、こういう考え方で進めているところで

ですから、数値的な面で、28年以降、じゃあ、それが上がるんかと言うと、これは、なかなか、構成市町の財政力とか、そういった考え方で、今後、考えていかなければ、なかなか、直ぐには、結論が出ないは思うんですけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） その、上がるということじゃなくて、現在持っている、それを維持できるだけでも、それでも、広域化のメリットは、それで活かされると思うんですけども、維持できるか。その充足率が上がるかということではなしに、全国的に見ても、60何パーセント、町では、佐用町は60何パーセント言われましたけれども、全国的でも、75パーセントぐらいの、指針で、100パーセントいうところはないです。それは、そうなんです。

ですから、今の現状を28年度以降も維持できるか。それだけでも、維持できるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、はい、お答えください。

町長（庵途典章君） だから、それは、この組合を構成している市町の合意の中で、維持をしていくということを、まず、確認をした上で、行っているわけで、それは、将来、私が、ここで約束することはできませんけれども、それは、その時、その時の皆さんが、適切な判断をしてですね、消防力というものについて、少なくとも、現在の人員なり資材、消防力というものをね、まず、前提に、これを維持していく努力をしていくということしか言えないと思いますけれども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 佐用町民のね、生命、財産を守る上で、消防力がどうなるかというのは、ほんまに重大なね、内容です。

で、法定協議会の設置についてはね、それが強化されるということで、私達、賛成したわけでありまして。

で、法定協議会の結果ね、それが強化されるということであれば、問題ないんだけど、やっぱり、実際、どうなるかという点でね、確認しておかなきゃいけないというのは、まず、消防力の主要なものというのは、人員であります。消防職員ですね。で、それが、今回の規約制定で、定数は条例で定める。で、調整の結果、280 人と。現在、3 市 2 町で 270 数名ですから、定員数は増えるというふうに思えるんですけども、問題は、佐用町の、佐用署のね、人員がどうなるかという点は、やっぱり重要だと思うんです。

それで、確認しますけれども、現在、43 人の佐用署の職員、これが、42 人ですか。数字では、43 あったり、42 だったり出てるんですけど、まあ、（聴取不能）します。

現在、何人かということと。

例えば、25、26、27 の 3 年間は、これが確保できたとしても、国は定員適正化計画を作れというような指示をしてくるというふうに思うんですね。そういう場合に、定員適正化計画の中では、充足率は、とても満たしてないんだが、一つのポイントとなる類似団体というのがあって、どのくらいだから、20 万規模、21 万規模の人口の組合では、総数何人というようなやつが出てきます。それと比べた場合、減った場合にね、類似団体が減っている場合にね、減員の恐れがあるんじゃないかというのが 1 点。

2 点目に、28 年以降、どうなるかという点では、指令台の供用開始が 28 年です。それまでは、本部が 6 人体制ということが、この調整、協議会の中で確認されています。で、28 年以降は、指令台が供用開始されるので、31 人体制というのが、調整会議で出てますわね。そしたら、定数 280 で、31 人体制になったら、佐用署の職員も取られるというのは、全体が、枠は決まっていますから、なるんじゃないか。そうなれば、28 年以降は、現在の 42、43 から減る恐れがあるんじゃないか。消防職員が減ることになれば、これは、やっぱり由々しき事態だと。佐用町民にとってはね。このように考えざるを得ないんです。

ですから、確認したいんですけども、この 3 年間は、維持されるというふうに言われるけれども、それだったら、そうなのかということ。

28 年以降ですね、定員適正計画や類似団体や、それから、本部体制が 31 人体制。そういう中で、佐用署の署員数は変わらないのかどうか。この 2 点を確認したいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） あの、ちょっと、この広域化についてですね、今、鍋島議員の、もう少し、ちょっと、誤解をされているというんか、考え方が少し、間違っているんじゃないかと、私は、思います。

その3年間維持されるというんじゃないかって、3年間は、指令台等の設備統合するものが、整備ができないので、3年間はやむを得ず、今の指令の中で各消防署が動く。当たるといことです。

で、3年後にはですね、指令台が（聴取不能）ことによって、正式に、言うたら、組織として一体的なものになるということなんで、その佐用署の現在の消防職員が、その何人減るから、それが消防力が低下だとかですね、何人減るんだというような、全体、280人という定数を、うまく活用、全体で活用して、この新しい消防区域の、エリアの、新しい消防組合としてですね、その消防活動、また、災害活動、いろいろとその任務を果たしていくという体制を作ろうということなんです。

ですから、当然、その中には、いろんな職務があって、その、今言われた指令台等においても、6人体制が、例えば、30何人体制になる。それは、今現在も、各市町の、構成町の消防署には、それぞれのたくさん、それに当たっている職務がおる、それ、皆、集めて、その人数になるということなんでね、佐用署においても、その指令台の本部というのは、たつの、新しい、揖保川の旧庁舎の所に設置するということになってますから、それは、そこに勤務する職員も、当然、出て来るわけです。

ですから、そのことが、消防力の低下ということではないというふうに考えていかないとですね、これは広域化なんていうことはあり得ないということなんです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） いえいえ、町長の言っていることは、誤解も何でもない。分かっておるんですわ。

ただ、中長期的に見た場合にね、中長期ですよ、もう4年以降というのは、中期と見て、中長期的に見た場合に、現数が、現在の職員数がね、いや、それは広域だから、本部に集めて減るんだというような理屈じゃなくて、この佐用地域をね、担当する消防職員数が、減るのかどうなのかという点は、重要な問題なんですよ。

その点から、町長に責任ある答弁いただきたいのは、現員が減るのかどうか。職員数がね。この点はね、町長、どう考えておられるのか。

それから、後、整備の関係では、先ほど、金谷議員が聞かれたけれども、消防ポンプ車や何やら、整備指針、消防庁は持ってますわ。当然、人口21万規模では何人というような、これは整備指針の中で出てます。それから見た場合にね、消防ポンプ車や何やらが、その整備指針を上回っているというような状況になった場合に、削減されていくんかどうか。ポンプ車にしても、そうなんだけれども。そういうことにならないのかどうかということをお聞きしておるわけですね。

だから、このあたり、ちょっと、責任ある答弁いただけませんか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 責任ある答弁いうて、責任ある答弁をしているつもりなんですけれども。責任ある答弁をしているつもりです。当然。

減員があるかどうかじゃなくて、現在の、42人の、この消防、今、佐用町消防、このものは、そのまま統合するわけですから、それで、そのものを維持していくということを前提としているわけです。

ただ、その人員がね、当然、どこに、このエリアで配置されて、その業務に当たるか。それは、少なくとも、直接、指令台等については、こちらには、もうなくなるわけですから、その職員は、本部のほうの指令台の職務のほうに配置されるというようなことは、あるか分かりません。

ただ、実際の業務については、これを維持していくという形で、どの、これは佐用だけじゃなくってですね、どこの今、構成町の消防署においても、そういう体制を取ろうということで、定数についても、全体の、現在の人員ですね。実質の人員よりかは、踏まえた、それを踏まえた 280 人という定数も規定をしているわけです。

それから、その、充足しているかどうか。それを超えてしまえばですね、充足はしてない。で、今度、統合した、広域化してもですね、なかなか、その、例えば、国の指針に沿ったものを、全て充足するということは、なかなか難しいか分かりません。

ただ、それは、広域化のメリットを活かした形で、それをうまく活用もしていかなければいけませんし、少なくとも、現在の消防力、持っている消防車両、そういう物が低下しないように、今後、運営をしていくということを規定しているわけですから、それは、それで、現在の消防、佐用町においても、その広域化のメリットを活かした形で、今後も、佐用消防署も運営をされていくということを前提に考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） はい、3 回目だけど。

私が聞いていのはね、町長、今、指令センターがなくなって、4 年後から、指令台が供用開始になると。そしたら、当然、佐用町の指令センターが向こうに移るから、職員が移るといような理屈は、そんなもん当たり前なんですよ。

一番聞きたかったのは、現場の消防吏員ですね。現場の消防吏員。救急や火災や水防に当たる消防吏員の数が、これが減らされていくことはないのかということをお聞きしてるんですね。

指令センターの職員が移るといようなことは、そんなことは当たり前なんですよ。だったら、その分は減るだろうと。しかし、現場の消防吏員はどうなのかということ。この点での確認。1 点目。ちょっと、もう 3 回目なんでね。それが 1 点目。

それから、2 点目に、最寄りの署所、消防署所、分署、出張所から、いざという時には、部隊派遣するといようなことで、調整基準になってます。それで、法定協議会の時に 2 点、問題があったんですね。一つは、三河地域においては、実粟からどうなのかというのが、質問にありました。これは、当然、最寄の支署からということになれば、三河は、実粟のほうに近いから、当然、そういう確認なのか。

それから、もう 1 点は、ここの第 2 条で除外となっている、2 条でしたか、第 3 条、ああそうですね、第 3 条、いわゆるテクノの関係ね、で、テクノの時に、法定協議会の議案

の時に、現在の佐用町よりも広域化したほうが赤穂消防署との、本部との関係ではね、連携が組みやすくなるというふうなことで、非常に期待をしたわけですね。そしたら、今回、これでは、もう除外ということになっています。規約は。当然、事務除外は分かるんですよ。そういう、テクノが、三日月地域等に当たるということについては、もう目途がないのかどうか。これが2点目。

それから、3点目に、ちょっとこれは、財政の関係だけど、地方交付税の中に基準財政需要額における消防費というのは、算定方法があります。広域化されたら、いろんな基準が変わってくるから、今、本町の基準財政需要額における消防費の算定ですね、これは、広域されることによって、減少したりするようなことがあるのかどうか。このあたりは、どのように見たらいいのか。この3点をお願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 最初のご質問なんですけれどもね、そういうふうに指令台等の署員が行くのは分かっていると言われるんだったら、そういうふうな質問をしていただければ、私も、

[鍋島君「そのとおり言っておったやん。私」と呼ぶ]

町長（庵逄典章君） そんなこと当たり前だと言われても、鍋島議員の最初の質問はですね、現在の消防署の定員がですね、削減されるのかどうかということを言われますから、私が、そういう説明をしているんであってね、後でもう、そんなこと分かっているんだなんて、後から言われたって、それは困ります。最初から、そういうふうに質問してください。

[鍋島君「現場吏員は。現場吏員」と呼ぶ]

町長（庵逄典章君） 現場吏員等については、確保、ちゃんと、それは定数を確保していくということで確認をしているわけです。

[鍋島君「はい」と呼ぶ]

町長（庵逄典章君） それから後、三河等は、周辺の今後、その、運用の中でね、どういうふうにしていくか。これは、また、消防長からも、答弁させたいと思いますけれども、今後、広域化すれば、広域化のメリットを活かした運用をしてためにね、これ、協議して、全体で協議していかなきゃいけない。地域をきちっと、消防の活動の計画というものを作っていかなきゃいけないと思います。

ですから、そのことは、今、どうするかということは、私は、私の立場としては言えません。分かりません。

それから、テクノの圏域については、これは当初、私どもも、テクノ圏域も含めて、佐用町としても、非常に大きなメリットが出て来るということで、期待をして進めたわけなんですけれども、加入をしないという赤穂消防の意向が出てきましたので、やむを得ないということなんです。

ただ、私は、将来的にはね、これは西播磨圏域、本当に、そこを加入することによって、より広域化のメリットは出て来るという考え方は持っておりますから、そういう面での、今後の努力もしていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、財政的な問題での、この、あれは、消防力、その、今の交付税等の算入はですね、その施設とその圏域、広さとか、いろんな形で算定されておりますから、その、今度は、そこそこの市町に交付されるものだというふうに思っておりますから、また、影響はないというふうには思っております。このへんは、十分に注意をしていきたいと思っております。以上です。

[消防長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） 1番目の質問と2番目の質問を、ちょっと合わせてお答えします。

町長のほうからも答弁されたんですけども、消防職員の、その、いわゆる活動吏員というふうに、そういうふうに言われたんですけども、実際には、現場活動に当たっている吏員なんですけれども、これは今、片番15人で30人おるわけです。42人の消防職員の内、交代勤務をして、当たっているのは、15人、15人の30人です。これはもう、絶対に確保する必要があるということで、確認しております。

で、後、その他の日勤部門での、総務部門、あるいは予防ですね、そのあたりを、これから統合していくことによって、集中した業務ができれば、人員を減らしていけるんじゃないかなと。

それと、通信指令に当たっている職員の相当分ですね、これは当然、集約しなければ新しい指令台の運用ができませんので、そのあたりを、上手に運用して、新しい指令台に基づく、その部隊運用をやっていくということになっていくと思います。

これは、28年以降になるんです。27年度中に、無線のデジタル化と、それから指令台の、新しい指令台をつくっていくということになっておりますので。

それと関連して、最寄りの署所から出動するという問題が出て来るわけなんです。現在でも、25年4月以降も、できるだけ、最寄りの署所からの出動を基本とするというふうに確認はされておりますけれども、現実問題、119の通報が、これは、例えば、近くのほうへ入ってくるわけです。近くの署所のほうへ入ってくるわけですね。近くというのは、どう言うたらええんかな。佐用管内でしたら、佐用消防署のほうへ入ってくるわけです。だから、事故の発生現場が、例えば、三河の奥、船越のほうで千種のほうが近いと言っても、通報は、こちらへ入ってくるわけです。ですから、その事故の内容等によって、それから宍粟署のほうへ回して、状況を説明して、宍粟署から千種へ言って、千種から出動してくるが早いのか、直接うちのほうから走ったほうが早いのか、そのあたりは、その事故の内容によって判断して、時間的に早いほうが出動するという事になっていくと思います。

それが、28年以降は、一括指令になりますので、揖保川のほうへ、全部119通報が入ります。そこで、事故発生現場の一番近い署所のほうへ出動指令を出すという格好になりますので、一番近い所が、短時間で現着するという格好になってくると思います。これは、28年以降になってくると思うんで、そういう運用は、これからしていきたいというふうに思ってます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

はい、ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 103 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 103 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 103 号、西はりま消防組合の  
設置については、原案のとおり可決されました。  
ここで暫く休憩をいたします。再開を 50 分といたします。

午前 10 時 37 分 休憩

-----  
午前 10 時 50 分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

---

#### 日程第 8. 議案第 104 号 にしはりま環境事務組合規約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8、議案第 104 号、にしはりま環境事務組合規約の変  
更についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 104 号、にしは  
りま環境事務組合規約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
今回の変更は、にしはりまクリーンセンターの、平成 25 年 4 月 1 日からの供用開始に  
伴い、組合事務所の位置を変更することについて、組合規約第 4 条の変更が必要となるた  
め、改正を行うものでございます。  
ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましても、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結します。  
これより討論を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議案第 104 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 104 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 104 号、にしはりま環境事務  
組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9．議案第 105 号 町営土地改良事業の計画変更について

議長（西岡 正君） 日程第 9、議案第 105 号、町営土地改良事業の計画変更についてを  
議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 105 号、町営土地改良事業  
の計画変更について、提案理由をご説明申し上げます。

この度の変更は、非農用地の換地方針の変更であり、1 点目に、取得予定者が兵庫県の  
河川用地でありまして、庵川河川改修事業の変更及び工事完了後の確定測量により、  
1,348.51 平方メートルから 1,126.52 平方メートルに変更するものでございます。

2 点目に、取得予定者が従前の所有者の工場用地でありまして、一筆の一部に既設の工  
場があり、前回変更で工場用地として区域に入れる計画をいたしました。既設の工場を  
土地改良区域に入れることはふさわしくないとの県の指導があり、分筆により 254 平方メ  
ートルを地区外とする変更でございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。ございますか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） この計画変更についてなんですが、昨年、平成 23 年 6 月の議会で、  
計画、土地改良の変更ということで、県知事に対し協議するために、その同意を得るため  
ということで議決されています。

その時には、今、今回、二つ目に説明のあった工場用用地について、わざわざ計画の中  
に挙げていたものを、先ほどの提案理由の説明では、ふさわしくないという県の指導によ  
りますという説明だったんですけど、ふさわしくない県の指導というのは、どうい

のに基づいて、ふさわしくないというような判断がされたのか、もう一度、その点を、254平米の変更するという内容についてお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） この点につきましては、元々という考え方は、従前のやり方というのは、農用地等を取り込んだ中で、ほ場整備を行っていくと。そのほ場整備の中に、いわゆる、その、転用がなされた部分が、いくらか入っておる場合、その転用をされた部分も含めての、いわゆる取り込んだものの非農用地の設定をやって、分筆をやってきたという経緯が、今まではあったわけでございます。

その考え方のもとで、当初は、非農用地の設定をほ場整備の中で行おうとしたということでございます。

ただ、今回、ふさわしくないと言われる部分では、何がというのは、いわゆる、その、ほ場整備をすることによって、非農用地を創出して、そこへ、例えば、共同の農業倉庫を建てるとか、そういうものであればということなんですが、いわゆる既存の物が、もうあったということですね。工場が。だから、既存の物があるので、そこは除外をするというんじゃないしに、もう初めから外してくださいという、そういう指導があったということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） だから、だから、それは別に、前からあった建物でしょう。それを、わざわざ、去年は、計画の中に入れたのに、今回、外すという県の指導の変わり目は、何に基づいているんですかということを知っているんです。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） それは、何に基づくというのか、そういう考え方の下にやっていただきたいということの指導があったということとして、これは、担当者によるという、担当者というのか、今の県の考え方だということでは、私どもも伺っておりません。

ただ、考え方としては、どちらで分筆するかというだけの差だと思うんですけども、ですから、本来は、今までのやり方というのは、取り込んだものを分筆して、それを換地していくというやり方をやっておったのを、換地する部分だけをということですので、事前に分筆してくださいという方法に改めたということです。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 要は、担当者が変わると、こういう方針が変わってくるというふう  
に理解したらいいんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） そういうものではないと思うんですが、私どもが、県から説明  
受けたのは、特に、そういった、こういうことでのという話じゃなしに、こういうやり方  
のほう望ましいということでの受けたということですので、今の県の考え方だということ  
としか、私どもは、捉えておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

委員（鍋島裕文君） 一応、議会としてもね、議決したという経過があるんで、ふさわし  
くないから、また、議決を変更しなすというふうなことではね、やっぱり、悪いけど、  
議会なめておるんかと言わざるを得ないような点もあるんですよ。

例えば、非農用地の換地についてね、土地改良法第 53 条、これには、非農用地の換地  
要件が出てますわ。この要件に基づけば、既設の工場が建っておれば、要件を満たさない  
とかね、そういった定義に基づいて、当局が変更提案するんだったら、きちっとした根拠  
があるんだけど、そのあたりも明確にせずに、ふさわしくないから、言われたからや  
りますというようなことだけではね、議会に提案どうなのかという点で感じるんですよ。

だから、要件を満たさないという、きちっとした定義が、規定が、どのように根拠、考  
えておられるのか。土地改良法のね。そのあたりは、どうなんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） ですから、土地改良法に基づく、先ほど言いましたように、考  
え方が変わったということしか、私どもは、伺ってないということ。

元々は、土地改良法の中で、私どもがやってきたやり方というのは、取り込んだ中で、  
換地をしていくというやり方をやってきたと。今までは。

〔鍋島君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

農林振興課長（茅原 武君） ただ、今回は、指導があったのは、既設の物があるものについ  
ては、それを除外したものでやってくださいということですので、事前に分筆をしてくだ  
さいと。そういう方法を取り入れたということですよ。

だから、そここのところに、元々、そういう指導が、私どもも受けておれば、こういった  
ことがなかったんですが、従前のやり方で、いわゆる除外をしようとしたところに、それ

は、今、おっしゃるようになりますね、議会で提案させていただいた中で、再度、同じ内容で提案させていただくということ、これについては、私ども、申し訳ないと思っております。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 一つ、確認させていただきたいんですが、その非農用地で、その既存の工場があるということなんですが、その土地ですね、そこは、非農用地というんですが、地目変更の中では、どういう地目になっているんでしょうかね。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） ですから、元々、今、ほ場整備をやっている所の中にある農地ですね、農地の中の、いわゆる田が、そのままあったと。そこへ、埋め立てをされておつたと。一部ね。そういう状況があったということです。全体を埋め立てたわけじゃないんですけれども、一部を埋め立てておられたと。

ですから、その部分だけを分筆して、いわゆる農地から除外をして、農地から除外をした部分は、いわゆる宅地に地目変更なりしていく。その残った部分を、いわゆる農地として、そのままを、今回の換地の面積の中に取り込んで、それが、いわゆる計画区域だという形での換地を行おうとしている。

まあ、やり方が、先にしたか、後からするかみたいな考え方なんですけれども、先ほど言いましたように、今まででしたら、当然、そういう所があった時にも、農地として、全部を取り込んでおると。それから、当初、ご提案申し上げたのは、それを非農用地として分筆をかけて、それを換地の中で、非農用地として、Aさんに渡していくと。その残った物を、全体の中で、換地として、再配分を農地としてしていくというやり方だったんですけれども、それが、先に、非農用地として、もうあるんですよ。土地がね。

だから、既設の物については、換地の中に取り込まずに、そこだけを、先、除外してくださいという指導が来たということです。ですから、除外をしようとしたら、その、一筆ある農地の中で、一部を分筆かけなしようがなかったと。で、分筆かけて、残った部分を、いわゆるほ場整備の区域にして、それを、再度、換地の面積の中で、再換地をして、今、行こうとしておると。

ですから、若干、やり方が、結果的には、同じことやるんですけれども、やり方が前後したということなんです。考え方は。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） ということは、宅地に、今、なってますね。宅地ということですね。現状は。

[農林振興課長「現況は」と呼ぶ]

8 番（笹田鈴香君） 現状ね。

そしたら、そういった、最初のほ場整備をする時点でね、そういう話が、まあ、今、ふさわしくないということで、指導受けて、今、変わるわけなんですけど、初めに、そういうことは、町としても調査したり、もう現実に建っているわけですから、そういうことは、なぜ、されなかったのかなというのが、県とのやり取りの中でもね、こんながあるんですけどということで、なぜ、されなかったのかというのが、私は、疑問なんですけど、そのへんは、なぜ、されなかったんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 同じことの繰り返しですよ。

農林振興課長（茅原 武君） 今さっきも言いましたように、元々は、そういう物の考え方自体が、取り込んだ中でやろうという、今までやってきたものがね。そういう所は、いっぱいあったわけです。現実にね。ほ場整備の中には。

農地として、本来の農地として、転用されて、転用したものを分筆、本来すればいいんですけど、分筆までは、きちっとしてない部分というのは、結構あったわけですね。

例えば、車庫が建っておるとかね。そういった物も取り込んだ中で、そこを分筆したことによって、その人の、新たに、その地番が確定していくという、そういうやり方を、ずっとやってきたものですから、それは、元々、そういうのは、前提条件の中では、考える余地がなかったということですね。

もう、やり方としては、そういうやり方をやって分筆をしていこうという方法を取ってきたわけです。

ただ、それは、今さっき言いましたように、創設してですね、新たに、組合としてとか、いろんな意味での作業倉庫を作るんだとか、広場を作るんだとか言われる土地が、新たにできるのであれば、それでいいですよ。今、現実が農地であればね。それは、そういうやり方をやってくださいと。

ただ、もう既設の物があるものについては、先に除外してくださいという考え方に変ったということですので、その考え方が、元々、私どもに伝わっておれば、当初から、そこはもう、分筆していくという形を取る方法を、地元にもお話ししてきたわけですから、今後については、そういうお話をしていくということです。今後、ほ場整備が始まるとね。

ですから、今までのほ場整備というのは、そういう考え方の中ではやってきていない。いわゆる、取り込んだ中で、分筆をかけていくと。まあ、測量するのに膨大なお金が掛かりますので、そういう、一筆、一筆を、例えば、皆、分筆、先しますとですね、そこに、ごっつい金が掛かりますよというのが、今までの考え方だったですね。

だから、取り込んだ中でやると、一括した中での測量ですから、その中での分筆行為を行うと。その中で、当然、換地をしていく中で、非農用地という形で換地をしていく。

ただ、非農用地というのは、設定してくださいよというのが、土地改良法の中にありますので、事前に議会の議決をいただかなしょうがないということで、議決を先にいただいていたと。そういう流れがあったと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） 今回は、端っこですけど、例えば、この中のほうに、ポツポツと三つ四つあったら、今度からはそれも全部除くということ。

今回は、端っこにポツっとあるんだけど、こういう広い中で、そういう工場みたいな何かが、ポツポツ、ポツポツあったら、それは、今までだったら、それは全部まとめてやりよったいことでしょうか。たけど、今回からは、それは、省くんだと。ほな、そういうことを、全部、さっき言うた、測量しだしたら、莫大な金が、一筆ならええけど、何筆も、もしあったりしたら、相当の金額が嵩んできますよね。そういうやり方に変わるということですか。

ということは、今度から、それに係わる、同じ面積だったとしても、そういう測量のあり方によっては、金額が、相当上がってくる可能性があるということですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長、

農林振興課長（茅原 武君） ですから、転用をかけられる時には、法の趣旨から言いますとですよ、本来は、自分が分筆して転用かけていただくというのが、本来の趣旨ですので、そういうことが、あるわけがないというのが、前提なんですけども。現実はね。そうはなっていないというのが、ありますので、本来は、されておれば、農地の中にあるということです。一筆全部があるやつは、これは、いいですけどね。いくらかこう、不整形なものを整形にされるので、一緒です。このケースとね。角を、何ぼか使われたというようなケースが出てきますと、そこは分筆行為が始まるということですね。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかには、ございませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 関連ということで、聞いていただきたい思います。

課長にですね、このほ場整備する前の田んぼの面積、河川、水路、道路、前の面積と、竣工した後の面積ですね、もし、分かれば、今じゃなくてもいいんですけど、また、教えてください。

議長（西岡 正君） 後で、いいということですね。

はい、ほかにございますか。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 105 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 105 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 105 号、町営土地改良事業の計画変更については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 議案第 106 号 平成 24 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 10、議案第 106 号、平成 24 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 106 号、平成 24 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてご説明を申し上げます。

この積立金の取り崩しにつきましては、農作物共済の損害防止事業の取り組みといたしまして、近年、水稻被害原因のほとんどを占める獣害の被害防止柵等設置に対し、非補助、これ、町単独の事業分を支援するもので、総額は 180 万円であります。

その内訳は、連合会請求分 62 万 9,000 円を除いた 117 万 1,000 円を特別積立金より取り崩すものであります。

佐用町農業共済条例第 131 条第 4 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案件につきましても、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。ございますか。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） これ、何箇所ぐらいが対象ですか。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これは、特に、箇所数としては、ありません。

全体の佐用町の実施する部分に対しての、いわゆる財源の補てんという形でございます。

3 番（岡本義次君） 分かりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。  
はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議案第 106 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 106 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 106 号、平成 24 年度農作物  
共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについては、原案のとおり可決  
されました。

---

#### 日程第 11. 議案第 107 号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 11、議案第 107 号、農作物共済無事戻し金の交付につ  
いてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 107 号、平成 24 年度農作物  
共済事業の無事戻し金の交付について、ご説明を申し上げます。

交付対象年度は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間で、この 3 年間の共済掛金  
の 2 分の 1 の額から、この 3 年間の支払共済金と 2 年間の無事戻し金を差し引いた額を対  
象者に交付するものであります。

その内訳は、水稻において、交付対象者 569 名で、交付総額 39 万 138 円、うち町負担  
分 29 万 2,604 円、連合会請求分 9 万 7,534 円であり、交付時期は平成 25 年 1 月 25 日を  
予定いたしております。

農業災害補償法施行規則、佐用町農業共済条例第 42 条の規定に基づき議会の議決をお  
願いするものでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これにつきましても、本日即決いたします。  
これから質疑を行います。ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。  
これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 107 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 107 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 107 号、農作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 12. 議案第 108 号 佐用町暴力団排除条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 12、議案第 108 号、佐用町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 108 号、佐用町暴力団排除条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から受託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求する制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的行為の規制等を強化する等の改正理由で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたため、本条例について所要の改正の必要が生じたため、条例の一部改正を行うものでございます。

内容は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 9 条第 15 号が法律第 9 条第 21 号に、第 32 条の 2 が第 32 条の 3 にそれぞれ繰り下げられることに伴い、条項の整理を行うものであります。

ご承認いただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案につきましても、本日即決いたします。  
これから質疑を行います、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 108 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 108 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 108 号、佐用町暴力団排除条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 13. 議案第 109 号 佐用町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 13、議案第 109 号、佐用町国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 109 号、佐用町国民保護協議会条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。  
災害対策基本法の一部改正に伴い、佐用町防災会議の委員構成を変更し、委員定数を 45 人に変更いたしましたので、これに合わせて佐用町国民保護協議会の定数を 40 名から 45 人に変更して、自主防災組織のメンバーや女性などを国民保護協議会の委員に選任し、協議会の充実を図ろうとするものでございます。  
ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましても、本日即決いたします。  
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員

7 番（井上洋文君） 1 点だけお聞きします。  
この防災会議、5 人追加ということなんですけど、ああ、防災やなしに、国民保護協議会は、5 人追加ということなんですけれども、この 5 人追加はですね、防災会議の委員と、同じ、やはり、この方がなられるわけですか。それが 1 点と。  
この防災会議、5 人追加ということで、前回、条例改正あったわけなんですけれども、この 5 人について、今、進捗状況というのは、どういう状況になっておるわけですか。これ、

もう決定しましたですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

人数を増やします5人につきましては、今、町長がご説明しましたように、女性の方や、自主防の方を入れるということで、充実を図っていくんですが、災害対策の防災会議のメンバーにつきましてはの進捗は、次回の委員会を、まだ、開いておりませんので、まだ、メンバーの選出は行っておりません。

ですから、人数を増やす条例を変更しておるだけで、まだ、人員を誰にしていくかいうことは、選定は行っておりませんので、まだ、不確定でございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 条例ができて、ある程度、時間がかかっておるんですけども、どんなんですか。その5人の、女性の、その代表等についてですね、目途は、だいたい立っておるんですかね。どんなんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 職員間で、今、調整をして、検討中でございます。いろいろと、お名前が挙がっておるんですけども、協議して、決めていきたいと。次回の防災会議の時には、決めていきたいということで、少しく、時間が必要でございます。よろしくお願い致します。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、よろしいか。

7番（井上洋文君） はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬる君） 40人を45人に、5人追加するという内容の改正ですけど、その国民保護協議会と、それから、防災会議委員の定数、これの理由として、佐用町防災会議委員の定数と整合性を図るためということで提案されているんですけど、なぜ、整合性が必要なのか、その点を伺いたいんです。

というのは、国民保護協議会の性格は、いわゆる、災害などの防災とは異なるところから生まれてきているものですから、その点、なぜ、整合性が必要なのか伺います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 今も、井上議員のご質問の中、少しお話しさせていただいたんですけれども、最近、防災会議のメンバーを 45 人に増やさせていただいて、防災関係のほうからも、女性のご意見や、そういう意見を伺うために、メンバー枠を増やしていったわけです。当然、説明の中では、まさに、二つが関連しておるような説明になったんですけれども、実際のところ、別の会議でございます。

で、国民保護協議会の構成員を、今、40 人あるんですが、メンバーの肩書を見ますと、全て、概ね、今の肩書で当てはめていくんですけれども、男性の方ばかりになっていくような内容になっております。ですから、何とかこう、女性の方や、直接関係します自主防災組織。本年度、自主防災の再構築いうんですか、そういう事業も進めております。その中で、そういう方で、現場で経験をされる方を選んでいきたいということで、5名の増員を図りたいということにしております。

ですから、当然、防災会議につきましても、自主防のメンバーを入れたり、女性の方を入れていく枠を5人。

それから、国民保護の関係につきましても、自主防等も関係してきますので、その枠を5人増やす計画で挙げさせていただいております。

二つが、同じ意味合いを持った委員ではないんですけれども、ご了承願いたいと思いません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 国民保護協議会の、その成り立ちというのは、国の、国会で、国民保護法というのが、2004 年に成立しましたけれど、その性格というのは、戦争に引き込んでいく自衛隊の支援活動に罰則付きで動員していくという、そういう法律に基づく、極めて危険な法律ですから、それに基づいて、条例として、市町村で、自治体に対して、病院とか学校、公民館など、自治体の施設を、その自衛隊や米軍などに対して提供したりしていく、医療関係者、輸送業者などを動員していくという義務付けをしていくために、国の方針に沿わせる。そういうことで、条例が下りてきている内容ですから、私どもは、この条例制定の時には、反対しているんですけれど、その、そういった性格のものの上で、できているものですから、今、課長も、混乱じゃないですが、一般的に、いわゆる災害などの時に、救助されていく、住民が避難していく計画などとは、また、性格が異なるものですから、今回、人員を増やしているのは、その法律でいくと、どの分野の人たちを増やしていくということになるのでしょうか。決まりの中で、構成のメンバー40人という説明ですけれど、現実には、40人の定員いっぱい選ばれていませんですね。事実。

ですから、そこらへんで、増やされるという内容が、どのようなものなのか、ちょっと、理解に苦しむので、お聞きしています。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 国民保護協議会の構成員の中の、法第 40 条第 4 項八号委員というところに、知識又は経験を有する者というところに人数を増やしていきたいというふうに考えております。

ですから、自主防災組織のメンバーや女性の方のご意見も集約した中で、協議会で協議していきたいというように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） まあ、選ばれて、協議会のメンバーね、今現在、選ばれている人たちの中で、この協議会そのものは、どんなんですか。開かれているんですか。その、開催の状況など、具体的にお示しいただきませんか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 国民保護協議会につきましては、私が担当いたしましたからは、開催をいたしておりません。

その以前のことは、少しちょっと、分かりませんので、お答えすることができません。今は、やっております。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。  
平岡議員、続いてありますか。

17 番（平岡きぬゑ君） えっ、いや、だから。

議長（西岡 正君） 3 回で終わりましたんですが、ありますか。はい。

17 番（平岡きぬゑ君） ええんですか。

開催されてなくて、必要性の面で、どうしても、計画書を作るという、計画書はもう、できているので、どういうふうになるのか。増やして、そういう皆さんの会議も開かれていない中で、委員を増やしていくということなので、ちょっと、もう 1 回お願いできますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） そういう協議する事案が発生した時に、女性の方のご意見も伺いたいということで、組織を充実するという考え方で、提案をいたしておりますので、よろ

しくお願いしたいと。

それで、現実に、そしたら、いつ開くんなどということは、現在のところ分かりません。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） まあ、今、答えられたんで、言葉尻取るようなんですけど、そういう事案が発生したというのは、どこから来るんですか。

災害などの場合は、自治体が主導権を握ってするわけですけど、国民保護法の下では、国のほうからの主導というふうになっているので、その事案が発生するという事態というのは、具体的には、どういう場合を指すんですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 大きなことから、小さなことまで、たくさんあるんですね。

当然、今、この間も訓練した J-ALERT、そういうのも国民保護法の中の一つになってきます。そういう中で、今回も訓練を、町職員の、町民の皆さんにも放送で流して、訓練をしていただいたんですけども、職員も、その J-ALERT について、少しく、訓練を、少しだけ負荷をかけて訓練もやったわけなんです。

それで、この後、反省会を持っていったりしてするんですけども、そういうことについて、職員の中では協議をしたり、やっています。そういう中で、町民の皆さんに、いろいろと問題点と、私達がやった中で、町民に対して、いろいろな問題点があったり、そういうことがあれば、当然、そういう国民保護の協議会等も開いて、皆さんにご理解を願ったり、ご協力を願わないといけないこともあるかというふうには考えます。

当然、いろいろと、インフルエンザ等の問題や、いろいろ出てきますので、そういうことについても、皆さんに、町民の皆さんにご協力を得ないといけないような時に、協議会を開いて調整をしていきたいというふうには考えております。

ただ、今のところ、そういう事案までは、今のところ発生しておりませんので、そういうことが、発生したり、国のほうから指示があれば、当然、そういうことを開催して協議していきたいというふうには思います。

議長（西岡 正君） はい、ほかにないようですから、質疑を終結します。

これから、討論を行いますますがございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 109 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 109 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 109 号、佐用町国民保護協議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 14. 議案第 110 号 佐用町附属機関設置条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 14、議案第 110 号、佐用町附属機関設置条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 110 号、佐用町附属機関設置条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本町では、町の施策について、町長等の諮問等により審議、調査するため、地方自治法の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関と、要綱等により設置する附属機関に準ずるものを有し、それぞれの使命、役割に応じて適切な運営に努めております。

しかしながら、現在設置している委員会、協議会等の中には、所期の目的を達成し必要性が低下したものや、更に位置づけを明確にする必要があるものが存在をいたしております。

そこで、この度、附属機関をより適切に管理し、効率的・効果的に運営するための見直しを実施した結果、地域公共交通会議、入所判定委員会等 16 の委員会、協議会等を新たに条例で設置する附属機関として位置づける必要があるとし、これら新たに附属機関に位置づける機関について、担当事務、定数等を一括して条例で規定するための条例として、本条例を制定しようとするものであります。

本町においては、今回、新たに規定する 16 機関と合わせて、法律又は条例により設置する附属機関は 50 機関となります。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 110 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。質疑はありますか。

はい、ないようですので、

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） すいません。ちょっと、提案説明を、もう少し噛み砕いてお伺いしたいんですけども、既に、これまでに、こういうふうな附属機関というのが、それぞれ必要な要綱、あるいは、その上位条例に、法律、条令等によって、設置をされているわけですけども、あえて、その 50 いくつかある附属機関の内、この 16。で、今、一覧に挙がっている 4 条関係、2 条から 4 条関係に挙がっている、この 16 の機関の中にも、任意で、町が、その設置要綱なんかに基づいてしている機関も含まれていると思うんですけども、あえて、この 16 を、この一括した条例の中に入れて、その他、30 いくつか、あるいは、

40 ぐらいの附属機関については、この条例の中に入らないわけですが、この 16 を、この条例の中に入れる。

設置運用は、もう既にされているにもかかわらず、あえて、この条例を作る。その中に、なお且つ、この 16 を入れる。その点だけ、ちょっと、もう少し分かりやすく説明お願いしますか。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） まあ、今までに要綱とか、その他で、設置しているものありますけれども、やはり、このものについては、条例とか法律に定めるということが適切ということですので、今回、各課で、各部署で整理をさせていただき、きちっともう、条例で定めて審議をしていただいた中で、今後やっていくということで、提案をさせていただきました。

議長（西岡 正君） 石堂議員よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） それは、提案説明と同じ内容なんですけれども、と言うのが、あえて、ここで作ってしまって、各要綱なんかで運営している部分で、例えば、委員の選出とか任期とか、諸々ですね、これは要綱なんかで規定しているほうが、当然、各部署が、この機関を使う時に、動きやすいはずなんです。それを、まとめて、ここ、16 だけ挙げて、この条例案でいくと、その任期とかというものを、ここで一括してやっていくと、その度、度に、条例改正とか、さっきの提案事案なんかもそうですけど、委員の人数を増やしたり減らしたりする時に、全部、ここの条例を触らなければいけないとかという、そういう煩雑さが出てこないかなというふうに、僕は、思っておるんです。

で、実務上から言えば、今、別に、各課で必要な要綱で設置しているもの。あるいは、その上位条例によって設置されているもので、十分運用されているわけですから、何で、そういう煩雑なほうに導いていくのかなというふうな気がして、それを理解するための説明を、さっき求めたんです。

議長（西岡 正君） はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） これについては、地方自治法の第 138 条の 4 及び 203 条の 2 第 4 項によって附属機関の設置及び当該委員の報酬等の支給に関しては条例で定めなければなら

ないということになっております。そういった条例に基づいて、今回こういったことを提案させていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 110 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 110 号、佐用町附属機関設置条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第 15. 議案第 111 号 佐用町災害復興計画検討委員会条例を廃止する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 15、議案第 111 号、佐用町災害復興計画検討委員会条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 111 号、佐用町災害復興計画検討委員会条例を廃止する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、平成 21 年台風 9 号の災害により甚大な被害を受け、一日も早くまちを復興して住民の皆様が元の暮らしを取り戻し、再び同じような被害が起こらないよう安全で安心なまちを創っていくことや、佐用町が再びきらめいたまちを取り戻し、災害に強いまちづくり等を目指した佐用町災害復興計画を策定するために、災害復興計画検討委員会を設置をいたしました。平成 22 年 3 月に、佐用町災害復興計画が策定され、委員会の設置目的を達成したため、この度、条例を廃止するものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 111 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 111 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 111 号、佐用町災害復興計画  
検討委員会条例を廃止する条例につきましては、原案のとおり可決されました。

---

日程第 16. 議案第 112 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 16、議案第 112 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報  
酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 112 号、佐用町特  
別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ  
きまして、提案のご説明を申し上げます。

本議案は、議案第 110 号で上程をさせていただきました佐用町附属機関設置条例の制定  
についてと一部関連をして上程させていただいたものであります。

議案第 110 号でご説明をいたしました附属機関の委員等、構成員の身分は、非常勤の特  
別職の職員と位置づけられ、その勤務には地方自治法第 203 条の 2 の規定により条例で定  
めて報酬を支給することが求められます。本件条例の一部改正は、新たに附属機関に位  
置づける委員会などの委員等、構成員の報酬額を規定するためのものであります。

また、現行の報酬規定の内容を精査した結果、不要な規定、文言が不適当な規定など不  
備がありましたので、この際これらを併せて整理をさせていただいております。

個々の委員等の報酬の金額につきましては、既定の非常勤特別職の報酬額との整合性  
に留意して決定をさせていただいております。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第 112 号は、総務常任委員会に付託を予定しており  
ますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、本案に対する質疑を終結します。  
ただ今、議題としております議案第 112 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常  
任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 112 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 17. 議案第 113 号 佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 17、議案第 113 号、佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 113 号、佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、佐用町適応指導教室の組織的な位置づけを明確にするとともに、子ども・若者をめぐる環境の悪化やニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者の抱える問題が深刻化する中、教育に関する子ども・若者の育成支援施策を総合的に推進するため、佐用町青少年育成センターに、青少年相談室及び適応指導教室の 2 室を置き、より一層連携を強化するものであります。

ご審議いただきまして、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 113 号も、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） これ、該当される方が、今まで、何件ぐらいこう、相談いうんか、案件いうんかあったんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 該当するというのは、青少年センターの相談室に。

〔岡本義「相談室に、相手から、そういう、うちへ訪問して、こういうふうなことを解決したと

かいうような」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） すいません。立って。ちゃんと、質疑の時は、立って、ちゃんとお願ひします。

3 番（岡本義次君） はい。

教育課長（坂本博美君） 今は、ちょっと、きちっとしたデータ持ってませんが、年々、23 年ぐらいから、100 件を超す単位。何百いう単位で来ています。それまた、整理して、まとめた分を報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） はい、岡本議員、よろしいか。

3 番（岡本義次君） はい、後から。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第 113 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思ひますが、これに異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 113 号、佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第 18. 議案第 114 号 佐用町立平福郷土館条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 18、議案第 114 号、佐用町立平福郷土館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 114 号、佐用町立平福郷土館条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、県立の文化施設等と連携し、町有の文化施設等の普及啓発と利用促進を図るため、平福郷土館の入館料の割引制度として、第 7 条中の免除を減免に改めるものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 今までで、これ、免除された方がですね、何件の何人ぐらいお入りになったんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

教育課長（坂本博美君） 免除というのは、全額のことですね。  
で、それも、データの的に、入館数等調べてみますので、前回と合わせて報告させていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員、ございますか。

12 番（岡本安夫君） 免除と減免によって、どういうふうに促進が変わるんですか。これ。免除だったら、ただやさかい、そのほうが、利用促進は多いんじゃないんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

教育課長（坂本博美君） あのね、免除というのは、全てゼロか、取るかということになるんですけども、減免というのは、割引があります。

特に、今回の提案はですね、県の高年大学、ここが、平成 25 年 4 月からですね、県下で、施設の、こういう資料館的な施設の割引利用カード、30 パーセントのカードを発行して、それに加盟する市町村の協定を結ぼうとして、利用率を上げようとされています。

高齢者の方が、県内のこういう施設に、できるだけ有利に入れるようにという配慮の中で、佐用町の平福郷土館も、その協定に入りまして、3 割の減免というところの中に入れていきたいと思っています。

だから、免除でありますと適用できませんので、今回、減免が 30 パーセントの分と、当然、免除もできます。両方に対応できるように改正するものでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） それ、課長の説明、2 項については、県内の人がいうの分かるんですけども、その 1 項の、町内の小学校についても減免と。これは、小学校についても、

これは紙すき館の時にもあったんですけれども、減免は、実際、運用は、小学校については、免除だということがあったんですけど、こういう考え方で、その一方については、その免除のままで良かったんじゃないでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 単刀直入にいくと、意味は、そういうことなんですけども、今回の2項の変更に伴って文言を調整したというのと。

それから、前回、上月の資料館、紙すき館、これも、こういう表現をしておりますので、それに合わせさせていただいたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） ですから、運用上は、町内の小学校については、もう免除ということで。

教育課長（坂本博美君） はい。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、確認だけね。

現在、免除で減額扱いになるような団体や何やらは、出てこないかどうか。

〔教育課長「えっ」と呼ぶ〕

16番（鍋島裕文君） 現在、免除になっていてね、この条例改正で、免除じゃなくて減額、そういう扱いになるような団体や何やらは、出てこないかどうか。

つまり、改悪やでね、これだったら。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 現在の取り扱いで免除のところは、そのまま、免除にしていきたいと思えます。

今回のように、新たに、そういう町外からの施設、利用が可能な場合が予測されますので、それは減免というところの枠も広げていったということでございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにごございますか。  
ないようですので、本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 114 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 114 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 114 号、佐用町立平福郷土館  
条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 19. 議案第 115 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 19、議案第 115 号、佐用町介護保険法に基づく指定地  
域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
を議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それではただ今、上程をいただきました議案第 115 号、佐用町介護  
保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

既にご承知のとおり、平成 23 年 5 月 2 日付けで、地域の自主性及び自立性を高めるた  
めの改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、老人福祉法及び介  
護保険法が改正をされました。

この改正に伴い、従来、厚生労働省令で定めることとされていましたが、指定地域密着型  
サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を市町村が自らの責任において条例を  
定めることとされました。

この条例は、認知症対応型通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所を始めとす  
る、指定地域密着型サービス事業者が事業を行う上で守るべき人員、設備及び運営に関す  
る基準をサービス種別ごとに定めるものでございます。

以上、簡単でございますが提案の説明とさせていただきます。ご承認をいただきますよ  
うにお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 115 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） これ、介護保険法に基づいて、町として、条例として残しておくというふうに言われておるんですけど、たたき台としては、どこの。介護保険法に基づいた中で、これを作られたんか、そこらへんは、どうなん。余所の市町村と、ある程度は、どういうんか、一つのひな形として参考にされたんか、そこらへんは、どんなんでしょう。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います、

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

先ほど、町長の提案説明がありましたように、これは、皆さんもご存知のとおり地域主権一括法の絡みでございます。

その第 1 次の改革の関係で、介護保険の関係も、それぞれ、法が改正されまして、市町村でも条例を制定しようということで、法改正がありました。先ほど、市町村でもじゃなくて、こういう項目については、市町村で条例制定をなさという改正が行われました。

その項目の中で、介護保険のサービスもたくさんございます。その内の、地域密着型サービスメニューにつきましては、市町村で条例化をなさというということで、今回、この後も出て来ておりますけど、それぞれ、地域密着型のサービスの指定基準。そして、その後、出ますけど、介護予防の関係というのが、今回、一括法の関係で挙げさせてもらったということで、内容につきましては、基準としては、今までの基準どおりの制定をさせていただいております。

なお、また、付託になっておりますけど、その時に説明をさせていただく予定になっておりますけど、参酌関係等も含めて、今回の条例は、提案をさせていただいております。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

はい、ほかにございますか。

ほかに、ないようでありますので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 115 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 115 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 20. 議案第 116 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 20、議案第 116 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それではただ今、上程をいただきました議案第 116 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてのご説明を申し上げます。

既に、ご承知のとおり、平成 23 年 5 月 2 日付で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、老人福祉法及び介護保険法が改正をされました。

この改正に伴い、従来、厚生労働省令で定めることとされておりました、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を市町村が自らの責任において条例を定めることとされました。

この条例は、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所など、指定地域密着型介護予防サービス事業者が事業を行う上で守るべき人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準をサービス種別ごとに定めるものでございます。

以上、簡単でございますが提案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 116 号も、厚生常任委員会に付託を予定いたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 116 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 116 号、佐用町介護保険法に

基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 21. 議案第 117 号 佐用町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 21、議案第 117 号、佐用町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 117 号、佐用町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

平成 23 年 6 月 15 日付けで、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準の内、申請者の法人格の有無に関する基準等について、市町村が条例で定めることとされました。

この条例は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を従来どおり 29 人以下と定め、指定地域密着型サービス事業の指定における申請者の資格を従来どおり法人である者と定めるものであります。

以上、簡単でございますが提案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 117 号も、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑は、ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 117 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 117 号、佐用町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 22. 議案第 118 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 22、議案第 118 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それではただ今、上程をいただきました議案第 118 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から、にしはりま環境事務組合が運営管理する、一般廃棄物処理施設、にしはりまクリーンセンターの稼働開始に伴い、収集運搬及び直接搬入に係る、ごみ処理手数料等に関する規定の条文整備を行うため、条例を改正する必要があります。提案をさせていただくものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第 118 号も、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。  
質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので質疑を終結します。  
ただ今、議題としております議案第 118 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 118 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。  
審議中でありませけれども、お昼が参りましたので、ここで休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 再開は、午後 1 時といたします。

午後 00 時 00 分 休憩  
-----  
午後 00 時 01 分 再開

議長（西岡 正君） 再開します。

休憩を1時15分といたします。休憩します。

午後00時01分 休憩

午後01時13分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続けます。

日程第 23. 議案第 119 号 佐用町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 23、議案第 119 号、佐用町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それではただ今、上程をいただきました議案第 119 号、佐用町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

本条例の制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備、にしま環境事務組合一般廃棄物処理施設の稼働及び、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正に伴い、新たに関係条文の整備を行う必要があり、制定をするものでございます。

ご審議いただき、ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 議案第 118 号で質問したら良かったかと思うんですけども、関連してしますので、1 件だけお聞きしたいと思います。

国ですね、小型家電リサイクル法というのが、本年の 8 月に成立して、来年の 4 月から施行ということになってですね、おるわけですけども、現在、この来年から稼働する、にしま環境事務組合、その施設ですね、分別をするわけですけども、今もしているわけなんですけれども、そこでは、燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみというように、分けて、そこへ、小型家電がですね、仕分けされているわけですけども、この小型家電のリサイクル法というのが成立して、来年施行されるわけですけど、それに対しての取り組みというんですか、これは、町自体でやるか、それともですね、これは、国が認定業者を決めるわけですけども、そこらの取り組みというのは、町長、管理者でもありますので、その全体で取り組むのか、町独自で取り組むのか。

また、乾電池等を、今、やっていますよね。そういうことに対しての取り組みは、どのようにされるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） 法です、業者によって、きちっと処理することが定められている小型家電ですね、それについて、にしはりま事務組合の、今回の、新しい施設で処理するという事は、何ら、検討はしていません。それは、それで法律に基づいて、それぞれ、テレビとか、冷蔵庫とか、そういう物は、販売業者等、それに関連する事業者によって、メーカーによって処理されるということであろうかと思えます。

それから、当然、乾電池とか、そのほかについては、その収集、分別を収集するというふうに考えておきまして、収集しても、その処理については、また、そういう専門の処理施設に委託をするという形になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 今までの、このリサイクルについては、そのようにして、業者に支払ってですね、消費者が引き取っていただくという状況だったんですけども、今回は、国が、認定業者を決めてですね、それで無償で引き取っていくというような法律なんですけれども、そこらの考えは、どんなですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） すいません。私も、まだ、十分に、そのへん、今、申しあげましたように、これまでのような中で、にしはりま環境事務組合として、その点についてですね、組合としての協議は、計画の中に入っておりませんでしたから、行っておりませんので、今後、そういう法律の下にですね、どう、組合が対応すべきことがあるのか、しなきゃいけないのか。そういうことについては研究をさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） この条例の中の3条と4条なんですけども、3条の中に、施設には必要な職員を置くことができますとなっています。

それと、4条には、技術管理者の資格ということで、11項目まであるわけなんですけども、現状としては、先ほどの、前の号と関連しているとは思いますが、11項目あるんですけど、現状として、こういった技術者は、現在、どれぐらいおられるのか。

また、今後、その方達が、どうなるのかというのを教えてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 職員につきましては、平成 24 年度で、現時点で、現業の職員が 18 人おります。それから、事務職員が所長を含み 4 名おります。それから、技術管理者等の資格を持っておる職員が何名おるかというご質問だったと思いますけど、一応、クリーンセンターの中の環境整備員の中に、3 名の職員が、そういう資格を持って、業務に当たっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 今後、例えば、衛生公苑ですね、そういった所にも置くことができるということなんで、現在ですと、3 名ですから、今後は増やしていくと。埋め立てたり、そういったこともあるので、業務が変わってくることは、あまりないとは思いますが、そういった意味で、今後、そういった技術者を、まだ、増やすというようなことはないんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 今年度において、1 名の職員が、来年の 2 月ですけど、10 日間ほど、ちょっと研修を受けると。その研修を受けて、そこの試験といいますか、それに受ければ、そういう資格者としての認定をもらえるという形で聞いておりますので、1 人、職員が、そこへ行くようにしております。研修に、そこに行くようにしております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。ほかに、ございませんか。  
はい、ないようですので、質疑を終結します。  
これから討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 119 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 119 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 119 号、佐用町一般廃棄物処

理施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 24. 議案第 120 号 佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 24、議案第 120 号、佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それではただ今、上程をいただきました議案第 120 号、佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法の施行により、道路法の一部改正があり、同法第 30 条第 3 項、市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったために、制定をするものであります。

条例に規定する事項については、幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設、交差又は接続、待避所、横断歩道橋、さく、その他、安全な交通を確保するための施設のほか、道路の構造について必要な事項、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員、線形、勾配、適用除外、歩行者専用道路の幅員、線形、勾配、適用除外などの町道の構造の一般的な技術基準を道路構造令と同一の基準で定めたものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 120 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題としております議案第 120 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 120 号、佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定については、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

---

日程第 25. 議案第 121 号 佐用町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 25、議案第 121 号、佐用町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それではただ今、上程をいただきました、議案第 121 号、佐用町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定についての提案説明をさせていただきます。

これにつきましても、いわゆる一括法の施行により、道路法の一部改正があり、同法第 45 条第 3 項、市町村道に設ける道路標識のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったため制定するものでございます。

条例に規定する事項は、町道に設ける道路標識のうち、案内標識、警戒標識、補助標識の寸法・文字の大きさに、道路標識区画線及び道路標識に関する命令と同一の基準で定めたものであります。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 121 号も、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 121 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 121 号、佐用町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定については、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

---

日程第 26. 議案第 122 号 佐用町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 26、議案第 122 号、佐用町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それではただ今、上程をいただきました、議案第 122 号、佐用町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例

の制定について、提案の説明をさせていただきます。

この条例につきましても、いわゆる地域主権一括法の施行により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 10 条 1 項において、道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例に適合させなければならない。また、2 項で、条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。また、4 項では、道路管理者はその管理する道路を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されたことにより制定するものであります。

条例に規定する事項は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を省令で定められた基準を参酌し、原則として省令と同一の基準とし、更に兵庫県の福祉のまちづくり条例の規定と整合性を図り定めたものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 122 号も、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 122 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 122 号、佐用町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定については、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

---

日程第 27. 議案第 123 号 佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 27 に入ります。議案第 123 号、佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それではただ今、上程をいただきました、議案第 123 号、佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

地域主権一括法の施行により、水道法の一部改正があり、第 12 条第 1 項においては、水道事業者が水道の布設工事を行う場合には、布設工事監督者を配置して監督させなけれ

ばならない旨が規定をされていましたが、改正により、水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、条例で定める水道の布設工事について、布設工事監督者を配置して監督させなければならない旨が追加。同条第2項においては、布設工事監督者の資格基準の根拠が規定されるとともに、具体の基準については政令へ委任されていましたが、改正により、水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、政令の規定を参酌すべき基準として条例で定める旨が追加。

第19条第3項においては、水道技術管理者の資格基準の根拠が規定されるとともに、具体の基準については政令へ委任されていましたが、改正により、水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、政令の規定を参酌すべき基準として条例で定める旨が追加されました。

このため、水道事業者である佐用町においても、布設工事監督者の配置基準、布設工事監督者の資格基準、水道技術管理者の資格基準を新たに条例で定めることといたしました。

条例を定めるにあたっては、参酌すべき基準となる、水道法施行令第4条及び同条第6号が委任する水道法施行規則第9条、水道法施行令第6条及び同条第1項第4号が委任する水道法施行規則第14条を運用し制定しようとするものでございます。

ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第123号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 質疑は、ないようですので終結します。

ただ今、議題としております議案第123号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第123号、佐用町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第28. 議案第124号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第28、議案第124号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第124号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案のご説明をさせていただきます。

この条例につきましても、地域主権一括法の施行により、下水道法の一部改正は、政令

で定められていた公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準を条例化するものであります。

公共下水道の構造の技術上の基準では、下水道法第7条が改正されて同条第1項においては法定基準の根拠、同条第2項においては条例で定める基準の根拠とされました。それに伴い下水道法施行令も改正され、第5条の4、また、第5条の5及び第5条の6が法定の技術上の基準として、第5条の8、第5条の9、同じく第5条の10までが条例の参酌すべき基準として位置付けられております。

終末処理場の維持管理に関する基準では、下水道法第21条第2項の改正により条例へ委任されたことに伴い、下水道法施行令第13条の規定は条例の参酌すべき基準として位置付けされております。

このことにより、公共下水道及び終末処理場を設置する自治体にあつては、下水道法施行令に規定された参酌すべき基準を参照して、公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理の基準を規定する必要があると、佐用町公共下水道条例の第2条の次に、第2条の2、同2条の3、同2条の4、5、6、7を加え、一部を改正しようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第124号も、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第124号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第124号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決しました。

---

日程第29. 議案第125号 佐用町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第29、議案第125号、佐用町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） それではただ今、上程をいただきました議案第125号、佐用町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、国の地域主権改革一括法が施行されたことによる公営住宅法の一部改正に伴い、町条例において町営住宅及び共同施設の整備基準を定めようとするものでご

ございます。

公営住宅法の改正内容は、町営住宅等整備基準について、国土交通省令で定める基準を参酌して定めることができるよう、町の条例に委任されることになりました。

なお、同時に改正されております、入居者の資格及び収入基準につきましては、平成 24 年 3 月議会においてご承認をいただいているところでございます。

今回の整備基準条例化に当たりまして、国土交通省令で定める参酌基準以外に町独自に定めております内容につきましては、1 点目といたしまして、地域住民との交流と連携を図るため、第 2 条に、町営住宅の敷地内に児童遊園又は集会所を設ける場合は、入居者に加えて、その周辺の地域の住民が利用できる施設とするものとする。

2 点目といたしまして、環境の保全に配慮するため、第 3 条に、町営住宅等の建設に当たっては、再生が可能な資源の活用、エネルギーの消費の抑制、敷地の緑化等に努めることにより、環境の保全に配慮するものとする。

3 点目といたしましては、入居者の家族構成や年齢に応じて、形式及び仕様の住宅の供給を行うため、第 7 条に、町営住宅の建設に当たっては、形式及び仕様がそれぞれ異なる住戸を組合せ、様々な構成の世帯及び年齢の者が入居できるようにすることにより、高齢者等が安心して生活ができるよう配慮するものとする。

以上、これら 3 点を町の独自基準として加えてあります。

ご承認いただきますように、よろしくお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 125 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑は、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 125 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 125 号、佐用町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定については、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

- 
- 日程第 30. 議案第 126 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について  
日程第 31. 議案第 127 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 32. 議案第 128 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 33. 議案第 129 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 34. 議案第 130 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の

提出について

日程第 35. 議案第 131 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

日程第 36. 議案第 132 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 30 ないし日程第 36 については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 30、議案第 126 号、平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出についてから、日程第 36、議案第 132 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 126 号から議案第 132 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

議案第 126 号、佐用町一般会計補正予算（第 4 号）からご説明をさせていただきます。

はじめに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 8,471 万 9,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 137 億 956 万 8,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入からご説明を申し上げます。

分担金及び負担金につきましては 327 万 5,000 円の増額。うち、分担金は農林水産業費分担金におきまして、県営事業の地元分担金など 247 万 5,000 円の増額。負担金は土木費負担金におきまして、町道改良事業などの地元負担金 80 万円の増額でございます。

使用料及び手数料につきましては 1,000 円の増額。手数料は土木手数料におきまして、諸証明手数料の追加 1,000 円でございます。

国庫支出金につきましては、34 万 7,000 円の増額。国庫負担金におきまして、児童福祉費負担金の増額などを計上いたしております。

県支出金につきましては、390 万 8,000 円の減額でございます。うち、県負担金におきましては、165 万 8,000 円の増額で、保険基盤安定負担金など精算見込みに基づくものでございます。次に、県補助金におきましては、中山間地域総合整備事業補助金、新規就農総合支援事業費補助金などの実績見込みに基づく減額を行い、全体で 551 万 7,000 円の減額でございます。県委託金におきましては、4 万 9,000 円の減額で、統計調査費委託金の精算でございます。

財産収入につきましては、251 万 2,000 円の増額でございます。うち、財産売払収入におきましては、河川改修事業に係る旧バラ松公園用地の土地売払代金 181 万 4,000 円、秀谷残土処分場の支障木売払代金 69 万 8,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、3 億 5,767 万 3,000 円の増額。特別会計繰入金におきましては、介護保険特別会計繰入金 65 万 2,000 円の増額。基金繰入金におきましては、財政調整基

金繰入金 3 億 5,504 万 2,000 円、南光ひまわり館運営基金繰入金 197 万 9,000 円、合計 3 億 5,702 万 1,000 円の増額でございます。

諸収入につきましては、1,151 万 9,000 円の増額でございます。雑入におきましては、旧バラ松公園の立木の物件移転等補償費の増額が主な内容でございます。

町債につきましては、1,330 万円の増額でございます。生活交通確保対策事業、農業生産基盤整備事業、消防施設設備整備事業におきましては、実績見込みに基づく減額補正でございます。一方、児童福祉施設整備事業におきましては、平福保育園の改修事業費の増額、道路新設改良事業におきましては、町道の改良事業費の増額に伴う起債を追加計上いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

まず、議会費でございますが、22 万 5,000 円の増額。これは、住民アンケート発送等に係る郵便料の増額でございます。

総務費につきましては、3 億 3,429 万 1,000 円を増額。うち、総務管理費におきましては、3 億 3,036 万 9,000 円の増額で、東日本大震災に係る公務災害補償等給付費に充てるため、地方公務員災害補償基金への特別負担金 85 万 2,000 円、退職手当組合への特別負担金 4,986 万 4,000 円、太陽光発電整備事業 2 億 7,176 万 4,000 円、河川改修事業に伴う光ケーブル移設工事など 650 万 9,000 円の追加が主な内容でございます。徴税費におきましては、町税過誤納還付金など 397 万円の増額でございます。統計調査費におきましては、4 万 8,000 円の減額。指定統計費の精算見込みに基づく予算整理を行っております。

民生費につきましては、5,063 万 1,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては、2,712 万 4,000 円を増額。国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰入金 1,813 万 1,000 円、南光地域福祉センターの施設整備費 550 万円などの増額計上が主なものでございます。児童福祉費におきましては、2,350 万 7,000 円の増額。平福保育園の施設整備費 2,250 万円の増加などでございます。

衛生費につきましては、535 万 9,000 円の減額でございます。うち、保健衛生費におきましては、予防接種委託料を 397 万円増額しますが、簡易水道事業特別会計への繰出金を 913 万 4,000 円減額するため合計で 565 万 9,000 円の減額でございます。清掃費におきましては、30 万円の増額でございます。ごみ集積所設置事業補助金の増額が主な内容でございます。

農林水産業費につきましては、1,996 万 8,000 円の減額でございます。うち、農業費におきましては、2,324 万 9,000 円の減額。内容は、土づくりセンターの備品購入費、新規就農総合支援事業、県営基盤整備促進事業、農業用河川工作物応急対策事業などの実績見込みによる減額でございます。林業費におきましては、シカ処理施設整備事業補助金など 328 万 1,000 円の増額でございます。

商工費につきましては、44 万 9,000 円の増額で、災害対策融資利子補給金の増額などがございます。

土木費につきましては、767 万 9,000 円の増額でございます。うち、道路橋梁費におきましては、400 万円の増額。道路新設改良事業及び橋梁新設改良事業について、事業量の変動に伴う補正額を計上いたしております。河川費におきましては、工事請負費から委託料への予算組み替えでございます。都市計画費におきましては、4 万 6,000 円の増額。播磨高原広域事務組合への上下水道事業に係る繰出金が確定したことに伴う予算措置でございます。住宅費におきましては、363 万 3,000 円の増額。内容は、町営住宅の修繕費、入居者の退去による保全管理委託料の増額が主な内容でございます。

消防費につきましては、510 万 1,000 円の増額でございます。内訳は、常備消防費におきまして、西播磨地域消防広域化協議会への準備経費 508 万 9,000 円の追加。非常備消防

費におきましては、佐用第1機動分団等車庫移転造成事業273万円の増額などがございます。

教育費につきましては、123万9,000円の増額でございます。社会教育費におきましては、121万5,000円の増額。内訳は、スターシャワーの森音楽堂のスプリンクラー修繕料の追加などがございます。保健体育費におきましては、2万4,000円の増額。特定規模電気事業者から電力を買い取るための手数料でございます。

災害復旧費につきましては、350万円の増額でございます。農林水産施設災害復旧費におきまして、本年度に発生をいたしました豪雨災害にかかる復旧事業費350万円の増額でございます。

諸支出金につきましては、693万1,000円の増額であります。基金費におきまして、河川改修事業に係る旧バラ松公園用地の土地売却代金及び物件移転補償費693万1,000円を災害復興基金に積み立てることといたしております。

次に、地方債の補正でございますが、第2表、地方債補正によりまして、ご説明をいたします。予算書の3ページでございます。地方債の変更は、児童福祉施設整備事業及び道路新設改良事業におきまして、事業量が増加し、起債額の増額が見込まれるため、限度額をそれぞれ5,930万円、3億7,890万円に改めるものであります。

以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計でありまして、まず、佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ2,822万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億6,551万2,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によりまして、まず、歳入からご説明をいたします。

国庫支出金につきましては2,073万2,000円の減額で、一般被保険者の保険給付費の所要額、本年度の後期高齢者支援金等、老人保健拠出金、介護納付金に係る拠出金の確定による過不足調整分を、療養給付費等交付金につきましては4,154万6,000円の増額で、退職被保険者の保険給付費の所要額に係る調整分を、前期高齢者交付金につきましては50万5,000円の増額、県支出金につきましては426万1,000円の減額で、国庫支出金の減額調整に合せ、医療費の所要額及び、後期高齢者支援金等、老人保健、介護納付金に係る拠出金の額の確定による過不足調整分を、繰入金につきましては1,116万9,000円の増額で、保険基盤安定繰入、財政安定化支援事業繰入金、本年度算定額の増額による、繰入を行うものでございます。

次に歳出についてのご説明をいたします。

保険給付費につきましては、288万2,000円の増額で、一般被保険者及び、退職被保険者の医療費の過不足調整分を、後期高齢者支援金等123万円の減額。前期高齢者納付金等51万2千円の減額。老人保健拠出金61万6,000円の減額。介護納付金12万4,000円の減額で、それぞれ本年度の拠出金額の確定によるもので、諸支出金2,782万7,000円の増額で、前年度の医療費、特定健診等の補助事業実績に基づく、補助金の翌年度精算による過年度返還金であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の、提案説明とさせていただきます。

次に、議案第128号、平成24年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,487万8,000円を増額し、予算総額を21億1,309万9,000円とするものでございます。補正の主たる理由は、介護サービス給付費をはじめとする保険給付費の増減によるものでございます。

まず、歳入よりご説明を申し上げます。国庫支出金で1,533万3,000円を、支払基金交付金で1,514万5,000円を、県支出金で609万3,000円を、繰入金で830万7,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費で43万4,000円の増額は、介護システム改修委託料41万円と介護保険事務共同処理委託料でございます。保険給付費で5,222万3,000円の増額は、在宅介護サービスを始めとする介護保険サービス利用者が増加したことによるものであります。基金積立金で1,449万4,000円の増額は、第5期介護保険料軽減事業補助金を、介護給付費準備基金積立金に計上したことによるものであります。公債費で2,227万3,000円の減額は、財政安定化基金貸付金償還額の変更によるものでございます。

続きまして、介護保険サービス事業勘定特別会計補正予算についての提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万2,000円を増額し、予算総額を930万8,000円とするものであります。補正の主たる理由は、居宅支援サービス計画費収入の増によるものでございます。

まず、歳入でございますが、サービス収入で65万円を、前年度繰越金で2,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

次に、歳出についてでございますが、諸支出金で65万2,000円の増額は、一般会計への繰出金でございます。

以上で、介護保険特別会計、及び介護保険サービス事業勘定特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第129号、平成24年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第1号）について提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万円増額し、予算総額を1億2,782万7,000円とするものでございます。補正の主たる理由は、施設職員の人件費関係の増減、及び施設運営に伴う光熱水費、備品購入費等の増減によるものでございます。

まず、歳入によりご説明申し上げます。繰入金で、一般会計繰入金を68万円増額計上いたしております。

次に、歳出でございますが、老人ホーム費の一般管理費で、施設職員の人件費関係など27万6,000円を増額をいたしました。運営費では、需用費の光熱水費及び修繕料で53万5,000円を増額。委託料のごみ処理業務委託料及びシルバー人材センター業務委託料で6万5,000円を減額。使用料及び賃借料の自動車借上料及び下水道使用料で16万9,000円を増額。備品購入費で9万5,000円、扶助費で14万円をそれぞれ減額をいたしております。

以上で、朝霧園特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして議案第130号、平成24年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ256万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億1,581万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入については、水道使用料において908万円の収入増を見込み、財産売却収入で、河川災害復旧助成事業に伴う本位田水源地の水道用地、174.31平米の売却代金261万4,000円の増額。繰入金では913万4,000円の減額でございます。

歳出については、一般管理費で予算事業費の変動により消費税の中間納付分の不足分16万円を増額。現場管理費では電気料金に係る燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金の増大により240万円の増額をするものでございます。

以上で、平成24年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

だきます。

次に、議案第 131 号、西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,243 万 9,000 円に改めるものでございます。

内訳でございますが、まず歳入につきましては、全て上半期の実績及び今後の見込みに基づく増減でございます。

次に、歳出でございますが、天文台公園運営費においてアスレチックの撤去費として工事請負費 170 万 8,000 円を計上したほかは、上半期の実績及び今後の見込みに基づく増減となっております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

最後に、議案第 132 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましてのご説明を申し上げます。

今回、補正の主な理由は、24 年度事業計画の河川改修関連事業におきまして、河川復興室と協議をし、橋梁架設工事及び配管移設工事の変動に伴う県補償費、委託費、工事費を補正するものでございます。

第 2 条の収益的収入及び支出において、収入の第 1 款、水道事業収益の第 2 項、営業外収益では定期預金利息 7 万 9,000 円の減額。支出の第 1 款、水道事業費の第 1 項、営業費用を 24 万 1,000 円の増額。第 2 項、営業外費用は、特定収入分消費税を 169 万 9,000 円減額、消費税を 317 万 7,000 円増額し、水道事業費を 2 億 5,097 万 2,000 円とするものでございます。

第 3 条の資本的収入及び支出においても、第 1 款の資本的収入の、第 4 項、工事負担金で 3,725 万 2,000 円の増額をし、資本的収入を 1 億 2,517 万 4,000 円に、支出の第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費を 501 万 1,000 円増額し、資本的支出を 1 億 5,411 万 7,000 円にしようとするものでございます。

以上、平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

ただ今、議案第 126 号から 132 号までの補正予算につきまして、ご説明をさせていただきました。ご審議いただき、また、ご承認をいただきますようによりしくお願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております議案第 126 号ないし議案第 132 号につきましては、12 月 14 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

---

日程第 37. 同意第 7 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 37、同意第 7 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それではただ今、上程をさせていただきました同意第7号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案のご説明を申し上げます。

佐用町教育委員会教育委員の長田委員から平成24年11月20日付で、辞任届が提出をされ、今月26日をもっての任期が満了をいたします。

次期の教育委員として、永井 薫氏を任命をいたしたいと思っておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。ご同意賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

同意第7号につきましては、本日即決といたします。

この際、お諮りします。同意第7号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは採決を行います。

同意第7号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

---

日程第38. 請願第3号 「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願書

議長（西岡 正君） 日程第38に入ります。請願についてであります。

今期定例会に請願1件を受理いたしております。

請願第3号、子ども・子育て関連法、新システムを実施しないように国に意見書提出を求める請願についてを議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。17番、平岡きぬゑ君。

〔17番 平岡きぬゑ君 登壇〕

17番（平岡きぬゑ君） 請願、子ども・子育て関連法、新システムを実施しないように国に意見書提出を求める請願について、その請願趣旨及び請願事項を朗読して、紹介議員として、皆さんに賛同、採択を求めたいと思っております。

請願趣旨につきまして、貧困と格差の広がりによって国民の生活は困難を極めています。東日本大震災、福島原発事故の復旧も進んでおらず、子どもたちは命と安全を脅かされ、大きな負担を強いられています。保育所の待機児童問題も深刻であり、認可保育所に入りたいという保護者の切実な願いはかなえられません。しかし、政府は、こうした喫緊の課題の解決を図ろうとせず、子どもを増税の言い訳にして、多くの国民が反対している子ども・子育て関連法、新システムなど、社会保障・税一体改革関連法の採決を強行しました。

新システムは、すべての子どもの権利保障という視点からではなく、保護者の就労を基本に保育の必要性和必要量を認定し、保護者に対して直接補助、個人給付をするものです。公的保育制度は解体されて保育の供給は市場に委ねられ、保育に格差が持ち込まれて子どもの成長・発達の権利が侵害されることが懸念されています。

さらに新システムでは、保育と幼児教育がことさら区別されています。保育は乳幼児の成長と発達を継続的に保障するものではなく、時間預かりの託児のように扱われています。これまでの保育実践の到達が無視され、保育が歪められるものです。

憲法 25 条、児童福祉法 2 条、24 条などに基づき、国と自治体の公的責任、ナショナルミニマムの遵守、公費による財源保障を基本とする現行保育制度は、子どもにかかわる全ての制度の基本といえます。子どもの成長・発達を保障するためには、この制度の基本を堅持し、拡充していく必要があります。

よって、国会及び政府が、全ての子どもたちの健やかな育ちを保障し、国の責任において、保育の質が確保され、より充実した保育制度となるよう、貴議会より意見書を提出いただくようお願いいたしますという趣旨。

請願事項として、1、子どもの保育に格差を持ち込む、子ども・子育て関連法、新システムを実施しないように、意見書を提出してください。

代表して、皆さんに、ぜひ、採択をお願いして、請願の説明に代えさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

議長（西岡 正君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、請願第 3 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑は、ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 付託案件なんで、大まかなことだけお聞きしたいと思います。

まず第 1 点につきまして、請願の団体の兵庫県福祉 4 団体というのは、どういう団体かというのが 1 点と。

2 点目としましては、保育所の待機児童問題も深刻ということなんですけれども、どんなんですかね、この認定こども園については、認可外保育施設を活用と、それから幼稚園を活用する方法という 2 点の、そういう活用方法をして、この児童問題も解決しようというように捉えておるんですけれども、その点もお聞きしたいと思います。

それと、もう 1 点につきましては、子どもを増税に言い訳にして、多くの国民が反対しているということなんですけれども、子どもを増税の言い訳というのは、どういうことかということとですね、これ、多くの国民が反対しているということ。これまあ、民主が第 1 党で、自民が第 2 党で、公明が第 3 党の合意を踏まえての問題なんですけれども、多くの国民が賛成しているということではないんでしょうかね。

その点、この3点をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君、答弁願います。

17 番（平岡きぬゑ君） 一つ目は、4 団体とは、どういう団体かということなんですけれど、団体名を紹介したいと思うんですけど、一つに、兵庫県障害者連絡協議会。二つ目に、兵庫県保育所運動連絡会。三つ目に、兵庫県学童保育連絡協議会。四つ目として、全国福祉保育労働組合兵庫地方本部というふうに4 団体は、そういうことでございます。それから、質問の2 点目は、ごめんなさい、何でしたか。

〔井上君「待機児童の問題。新システムでは、それを解決するようにしていると」と呼ぶ〕

17 番（平岡きぬゑ君） 待機児童の問題やね。  
そうそう。委員会にかかると思って、すいません。  
待機児童の関係はですね、新システムの待機児童の関係はですね、次、もう一つ何でしたっけ。

〔井上君「子どもを増税の。多くの国民が反対して」と呼ぶ〕

17 番（平岡きぬゑ君） 国民の反対ということですね。  
国会で成立はしているんですけども、保育の関係者の、多くの関係者はという意味に読み替えていただければと思います。

議長（西岡 正君） はい、もう一つ。もう1 点。

7 番（井上洋文君） いや、その3 点でいいんですけど。

議長（西岡 正君） 多くの言うてたのはいいんですか。  
はい、井上議員、いいですか。

7 番（井上洋文君） それと、もう1 点、公的保育制度は解体されて、保育の供給は市場に委ねられてということなんですけど、そこをちょっと、説明していただきたいんですけども。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 保育の公的責任が後退するという内容なんですけれど、保育制度そのものは、親の仕事などで、保育ができない時に、国と自治体、いわゆる公的な所が保育を負うというのが、この児童福祉法などで、きちんと法律で定められているんですけど、この入園に当たっての申請であるとか、そういう入園先を決める場合のやり方として、新システムの制度では、その、自治体としての、その責任として、保育の必要性を認める認定書というか、そういう物を発行して、親として、その認定に基づいて保育の保育所は、親の責任で子どもを預ける所を見つけるというか、そういうふうに、全面的な、その保育

そのものを、行政、自治体の責任でやるという、今の制度から、システムとしてはなるとい、それが大きな問題だ。その新システムの最大の問題でもあるんですけど、入所に当たって、安心して保育を任せられないというか、子どもを育てていく上で不安が出る事態が生じるということなんです。新システムの制度に変わることによって。実施されることによってですね、はい。が、懸念されています。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。はい。

7番（井上洋文君） よく、理解しにくいんですけど、まあ、付託案件なんで、また、厚生  
生のほうで、審議していただいたらいいんじゃないかと思しますので、以上です

議長（西岡 正君） はい、ほかにございませんか。

はい、ないようですので、これで請願に対する質疑を終結します。

ただ今、議題となっております請願第3号は、会議規則第87条の規定により、厚生常  
任委員会に付託したいと思しますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって請願第3号、子ども・子育て関連法、  
新システムを実施しないように国に意見書提出を求める請願書は、厚生常任委員会に付託  
することに決定いたしました。

---

#### 日程第39. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第39に移ります。

日程第39は、委員会付託についてであります。

ここで、暫く休憩します。

午後02時18分 休憩

-----  
午後02時20分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を  
付託したいと思しますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催のため、12月7日から13日まで本会議を休会したいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）           ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、12月14日金曜日、午前9時30分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも、ご苦労さんでございました。

終わりましたけども、委員会付託が、今回、たくさんありますので、十分、ご審議を賜りますよう、お願いいたします。本日は、ご苦労さんでした。

午後02時21分 散会

---